

令和7年度
電子マニフェスト情報利活用高度化検討業務
報告書

令和8年3月

株式会社エックス都市研究所

目次

序 業務の概要	1
1. 行政報告等の簡素化や一部代替に関する具体的方策の提案	3
1-1 電子マニフェストの項目追加により把握可能となる情報	3
1-2 処分実績報告の簡素化や一部代替の可能性について	4
1-3 電子マニフェストデータを用いた処分実績報告の提案	22
2. 都道府県・政令市等における電子マニフェスト BI ツールの利活用方策の提案	26
2-1 地方公共団体向け情報提供ツールの概要及び利用状況	26
2-2 電子マニフェストの項目追加に伴う BI ツールレポート拡充の見通し	28
2-3 拡充後の BI ツールレポートの利活用用途等	33
3. 自治体における電子マニフェスト情報利活用拡大に向けた普及促進方策の提案	44
3-1 自治体における電子マニフェスト情報利活用拡大の方向性	44
3-2 電子マニフェストの追加項目に係る制度運用に係る検討	46
4. 静脈資源情報プラットフォームとしての利活用検討	51

序 業務の概要

(1) 業務の背景

環境省では、第六次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）を策定し、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」を目的として掲げ、その実現に向けて、化石燃料等の地下資源に依存した経済社会システムから地上資源を基調とした循環共生型社会への転換を目指している。

同計画では、循環共生型社会への転換の基盤となる施策として「環境情報の整備と提供・広報の充実」を挙げ、客観的な証拠に基づく政策の立案（EBPM：Evidence Based Policy Making）や利用者ニーズに応じた情報の提供の推進、事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環の実現に向けた電子マニフェストなど各種デジタル技術を活用した情報基盤整備に関する施策を進めることとしている。

また、循環経済に向けた国家戦略として策定された第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）では、動静脈連携による徹底的な資源循環の促進、着実な適正処理の実行のため、廃棄物処理DX化の基盤である電子マニフェストの更なる普及拡大が図られており、2030年度（令和12年度）を目標年次とする数値目標の一つとして、産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率（75%）が位置付けられた。

さらに、その後、中央環境審議会 循環型社会部会 静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会における検討、パブリックコメントを経て、電子マニフェストの項目追加を含む廃棄物処理法施行規則改正（環境省令第15号）が令和7年4月22日に公布され、施行期日は令和9年4月1日とされている。

こうした状況のもと、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、JWNETに蓄積される電子マニフェストデータを有用な情報として社会に還元することを目的として、令和2年度より行ってきた電子マニフェストデータ利活用に係る検討を踏まえつつ、令和7年度はマニフェスト項目に再資源化等の情報が加わることを念頭に、資源循環の高度化に向けた都道府県・政令市等における情報利活用等について検討・検証を行った。

(2) 業務の目的・内容

本業務は、JWNETに蓄積されるマニフェストデータを活用し、社会に有用な情報として還元するための方法、その実現可能性、有効性等を検討・検証し、実装のための提案を行うことを目的として実施した。

本業務において検討・検証を行う項目、期待する効果は下表のとおり。

表 序-1 令和7年度の検討・検証実施項目及び期待する効果

検討・検証実施項目	期待する効果
(1) 資源循環の高度化に向けた情報利活用に関する検討	再資源化等の情報が追加された電子マニフェストデータの利活用方法を具体化し、実現可能性を向上させる。
(2) 静脈資源情報プラットフォームとしての利活用検討	循環型社会の形成に資する静脈資源情報プラットフォームとしての電子マニフェストシステムのあり方を検討し、さらなるデータ利活用方法を創出する。

(3) 業務の実施方法

a) 文献・WEB 調査

検討・検証実施項目に応じ、都道府県・政令市、関係省庁その他関係機関の WEB サイト掲載情報をもとに、現状及び動向の整理を行った。

表 序-2 本業務の文献・WEB 調査対象

検討・検証実施項目	文献・WEB 調査対象
1. 行政報告等の簡素化や一部代替に関する具体的方策の提案	都道府県・政令市が求めている産業廃棄物処分業者の処分実績報告の様式・記入要領・記入例等に関する情報
4. 静脈資源情報プラットフォームとしての利活用検討	静脈資源情報プラットフォームの機能・規約等に関する情報： ・経済産業省 データ連携のためのモデル規約 解説と論点整理 ・IPA/DADC サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドライン（蓄電池 CFP・DD 関係）α版 等

b) 項目追加後の電子マニフェストデータを想定した検証

電子マニフェストの追加項目（再資源化等の情報）について 2025 年 5 月から 8 月までに任意入力された電子マニフェストデータを用い、自治体のニーズが見込まれる用途（産業廃棄物処分業者の処分実績報告の作成等）への利活用可能性の検証、課題の把握等を行った。

c) 委員会の設置・討議

地方公共団体の実務担当者、有識者等から構成される電子マニフェスト情報利活用高度化検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、計3回（第1回：2025年9月3日、第2回：2025年12月23日、第3回：2026年2月13日）の委員会を開催して、各種検討・検証に関する説明・質疑・討議を行った。

表 序-3 電子マニフェスト情報利活用高度化検討委員会の構成

(五十音順、敬称略) (○：座長)

区分	氏名	所属・役職
委員	青木 誠	豊田市 環境部 廃棄物対策課 課長
	稲葉 陸太 ○	(国研)国立環境研究所 資源循環領域 資源循環社会システム研究室 主任研究員
	春日井 忍	三重県 環境生活部 環境共生局 廃棄物対策課 課長
	國井 芳彦	福島県 生活環境部 産業廃棄物課 課長
	高尾 康裕	福岡県 南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課 主幹
	立尾 浩一	(一財)日本環境衛生センター 理事 総局 資源循環部長
	塚田 泰久	東京都 環境局 資源循環推進部 資源循環推進専門課長
	山之内 孝	横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策部 事業系廃棄物対策課 減量推進係 技術職員
オブザーバー	大久保佳代子	環境省 環境再生・資源循環局 産業廃棄物規制担当参事官室 参事官補佐
	矢野 千尋	環境省 環境再生・資源循環局 産業廃棄物規制担当参事官室 主査
	中坪 良平	環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 課長補佐
	榎本 美紀	環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 環境専門員
	室石 泰弘	公益社団法人全国産業資源循環連合会 専務理事
	安武 大輔	福岡県保健環境研究所 環境科学部 廃棄物課 課長

1. 行政報告等の簡素化や一部代替に関する具体的方策の提案

1-1 電子 manifests の項目追加により把握可能となる情報

(1) 「再資源化等の情報」とは

廃棄物処理法施行規則の改正（2025年4月公布、2027年4月施行）により、電子 manifests において、排出事業者が再生を含めた最終処分までのすべての処分状況を把握できるよう、「再資源化等の情報」のが必須化される。

「再資源化等の情報」は、産業廃棄物の処理委託を受けた処分業者が、「最終処分終了報告」を行う際に入力することとなる。

【追加された項目（総称して「再資源化等の情報」という）】

- ① 処分を行った者の氏名又は名称及び許可番号 (誰が)
- ② 処分を行った事業場の名称及び所在地 (どこで)
- ③ 処分方法 (どうやって)
- ④ 処分方法ごとの処分量 (どのくらい処理して)
- ⑤ 処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量 (どのくらいの何になった)

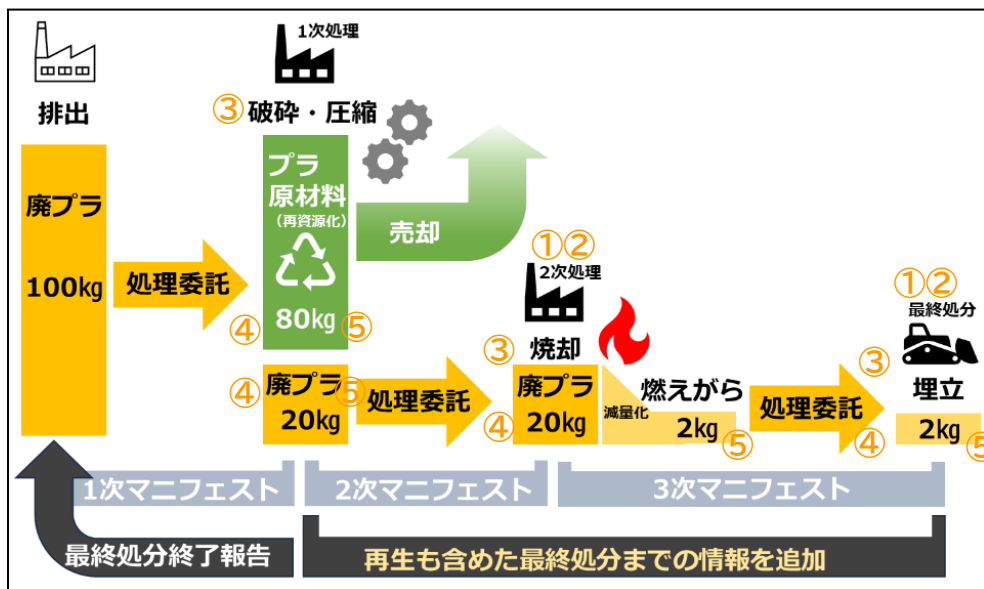


図 1-1 産業廃棄物の委託処理の流れにおける「再資源化等の情報」の位置づけ

(2) 項目追加により把握可能となる範囲

「再資源化等の情報」の追加により、下図 1-2 の - - - - - (黒) 太線枠内の処理の流れが、電子 manifests 情報で捉えられるようになり、次の効果が得られる。

- ① 最終処分までの処理フローが見える化され、排出事業者は処理責任が貫徹できる。
- ② 自らが委託した産業廃棄物の再資源化の状況を容易に把握することが可能となり、排出事業者の再資源化への意識が高まる。
- ③ 再資源化情報が追加されたことで、地域ごと、物の種類ごとの資源循環の把握が容易となる。

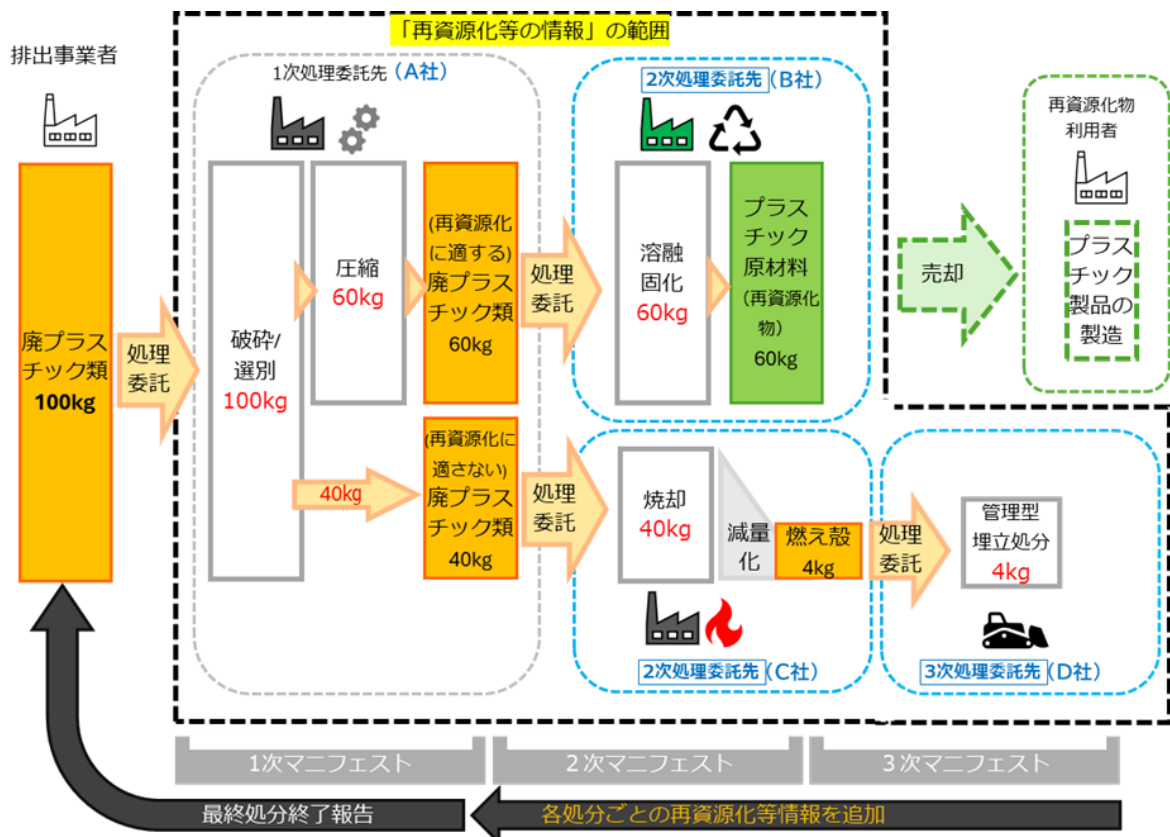


図 1-2 電子マニフェストへの「再資源化等の情報」追加により把握できるようになる内容

1-2 処分実績報告の簡素化や一部代替の可能性について

1-2-1 都道府県・政令市における処分実績報告の用途

令和6年度に実施した都道府県・政令市アンケート調査結果によると、処分実績報告の用途は、「a. 国（環境省）の産業廃棄物排出・処理状況調査に対応するための基礎データとして利用」（78%）が最も多く、「e. 排出事業者や処理業者の監視・指導のための参考データとして利用」（54%）がそれに次ぐが、他の用途への利活用も相当数みられる。

産業廃棄物実態調査アンケートが主に産業廃棄物の排出・処理に係る概況把握（a、b、d）に利用されているのに対し、処理業者の処理実績報告は、個別事業者の状況把握や処理施設の過不足等の状況把握（e、c）も含め、幅広い用途に利活用されている様子が窺われる。

表 1-1 産業廃棄物処理業者の処理実績報告の利活用用途（複数選択可（3つまで））

	都道府県	政令市	全体
a. 国（環境省）の産業廃棄物排出・処理状況調査に対応するための基礎データとして利用	26 (70%)	54 (83%)	80 (78%)
b. 貴自治体の廃棄物処理計画の策定、進行管理のための基礎データとして利用	25 (68%)	15 (23%)	40 (39%)
c. 産業廃棄物処理施設の状況把握（設置・稼働状況、残余容量の把握等）のために利用	15 (41%)	26 (40%)	41 (40%)
d. 産業廃棄物の広域的移動状況（域外からの搬入、域外への搬出）の把握のために利用	18 (49%)	25 (38%)	43 (42%)
e. 排出事業者や処理業者の監視・指導のための参考データとして利用	19 (51%)	36 (55%)	55 (54%)
f. その他	3 (8%)	3 (5%)	6 (6%)
回答団体数	37	65	102

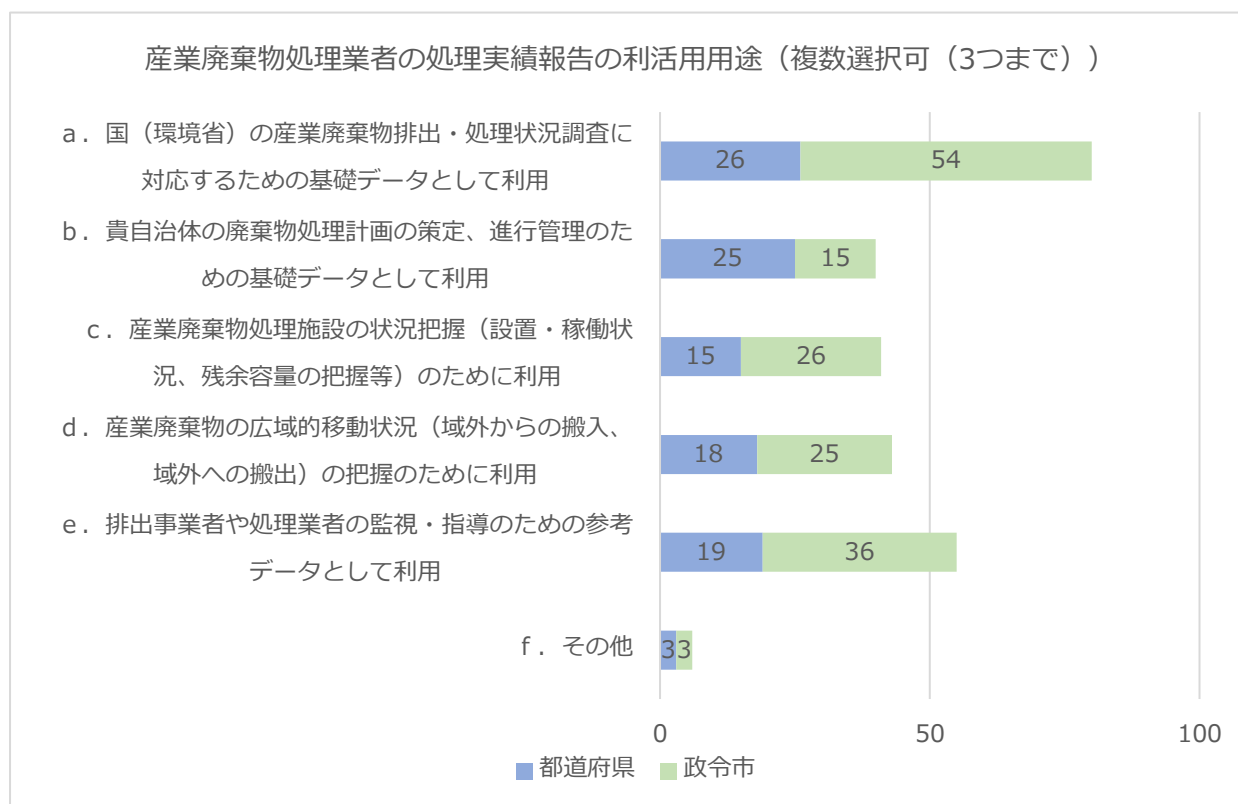


図 1-3 産業廃棄物処理業者の処理実績報告の利活用用途（複数選択可（3つまで））

1-2-2 項目の過不足の確認

産業廃棄物の排出・処理状況の把握（廃棄物処理計画の基礎データ、環境省調査への対応）や産業廃棄物処理業者の監視・指導等に資する情報収集のため、都道府県・政令市が求めている行政報告等（処理実績報告、産廃実態調査アンケート等）のうち、産業廃棄物処分業者の処分実績報告は、電子マニフェストデータと重なる項目が多く、簡素化や一部代替の可能性が見込まれる。

ここでは、求められている処分実績報告の報告事項と電子マニフェストデータで提供可能と考えられる情報を照合し、項目の過不足の状況を下表に整理した。

◇平成12年改正以前の廃棄物処理法施行規則で義務付けられていた処分実績報告の様式（下表1-2中では「旧廃掃法」と表記する）

◇本年度委員所属団体における処分実績報告の様式

- ・福島県 収集運搬業者・処分業者用様式
- ・東京都 ①実績報告（産廃処分・3号様式）、②産業廃棄物処理状況報告書（処分業）
- ・三重県 中間処分業者用様式（電子届出用）
- ・福岡県 実績報告書様式第4号（処分業用）（電子申請用）
- ・横浜市 産業廃棄物処分業実績報告書
- ・豊田市 様式第24号 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分実績報告書

表 1-2 産業廃棄物処分実績報告の報告事項と電子マニフェストデータの対応関係

凡例 **黄色セル**：委託処理に関しては電子マニフェストデータで把握可能と考えられる項目

太枠内：新たに電子マニフェストに追加される「再資源化等の情報」に相当する項目

✓： 処分実績報告の様式で報告が求められている項目

○： 項目追加後の電子マニフェストデータで対応可能と考えられる項目

△： 項目追加後の電子マニフェストデータで一部対応可能と考えられる項目

×： 電子マニフェストデータでは対応困難と考えられる項目

処分実績報告の報告事項		旧 廃 掃 法 ※	委員所属団体毎の報告事項							対応する電子マニフェストデータ	
区分	報告事項		福 島 県	東 京 都 ①	東 京 都 ②	三 重 県	福 岡 県	横 浜 市	豊 田 市	可 否	該 当 項 目
報告者(= 処 分 業 者)	住所	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	○	処分業者の住所
	名称 / 氏名	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	○	処分業者の名称、代表者の姓・名
	電話番号	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	○	処分業者の電話番号
	資本金		✓							×	※報告者にとっては既知情報
	従業者数		✓							×	※報告者にとっては既知情報
	事業所の名称		✓							○	処分事業場の名称
	事業所の所在地	✓	✓	✓						○	処分事業場の市区町村コード
報告者の 許 可 / 事 業 概 要	許可の区分	✓	✓		✓	✓		✓		×	※報告者にとっては既知情報
	許可年月日	✓	✓		✓	✓		✓		×	※報告者にとっては既知情報
	許可番号	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	○	処分業者の許可番号（固有番号6桁）
	対象期間中の処分実績有無		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	△	※紙マニフェスト分は実績有無不明
廃棄物の 種 類	廃棄物の種類（分類コード）		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	○	廃棄物の種類（分類コード）
	廃棄物の種類（分類名称）	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	○	廃棄物の種類（分類コード上4桁から特定）
委 託 者 (排 出 事 業 者)	許可番号（委託者が処理業者の場合）	✓					✓			△	処理業者の許可番号（固有番号6桁）
	氏名又は名称	✓	✓			✓	✓			○	排出事業者の名称
	自社処理・委託・再委託の別		✓				✓			△	※自社処理や再委託の有無は不明
	事業場の所在地（団体コード）			✓		✓	✓	✓	✓	○	排出事業場の市区町村コード
	事業場の所在地	✓	✓			✓				△	排出事業場の所在地 ※都道府県・市区町村までは○、町域・詳細住所はない場合がある。

処分実績報告の報告事項		旧 廃 掃 法 ※	委員所属団体毎の報告事項							対応する電子マニフェストデータ	
区分	報告事項		福 島 県	東 京 都 ①	東 京 都 ②	三 重 県	福 岡 県	横 浜 市	豊 田 市	可 否	該 当 項 目
	排出事業者の業種									○	排出事業者の日本産業分類コード
	収集運搬業者の名称・所在地・許可番号				✓					△	収集運搬業者の許可番号(固有番号6桁)
	委託量又は受託量	✓	✓	✓	✓	✓	✓			○	確定数量、確定数量の単位(名称)又は基準重量、基準重量の単位(名称)
	受託量(継続契約/臨時契約別)				✓					×	※契約形態別の内訳は分からない
	再委託を受けた場合						✓			×	※様々な運用があり集計困難
報告者による処分の状況	処分方法(コード)	✓				✓	✓	✓	✓	○	処分方法(コード) 主たる処分方法(コード)
	処分方法(テキスト)	✓	✓	✓	✓	✓	✓			○	処分方法(コードから特定) 主たる処分方法(コードから特定)
	処分場所(団体コード)	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	○	処分事業場の所在地
	処理施設の種類	✓	✓		✓					△	※処分方法から推定可能
	処分量	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	○	処分量 処分量の単位(名称)
	処理後物の種類		✓	✓	✓					○	処理後物の種類(分類コード)
	処理後物の区分									○	処理後物の区分(廃棄物/再資源化物)
	処理後物(廃棄物)の量		✓	✓	✓		✓		✓	○	処理後物量 処理後物量の単位(名称)
	処理後物(再資源化物)の量			✓	✓					○	処理後物量 処理後物量の単位(名称)
受託者(処理委託先等)	許可番号	✓				✓	✓			○	処分業者の許可番号(固有番号6桁)
	氏名又は名称	✓	✓			✓	✓		✓	○	処分業者の名称
	住所(団体コード)	✓		✓	✓		✓	✓	✓	○	処分事業場所在地(市区町村コード)
	住所(テキスト)	✓	✓							○	処分事業場所在地(市区町村コードから特定)
	委託内容(処分方法コード)	✓					✓	✓	✓	○	処分方法(コード) 主たる処分方法(コード)
	委託内容(処分方法テキスト)	✓	✓				✓			○	処分方法(コードから特定) 主たる処分方法(コードから特定)
	処分の種類(最終処分・中間処理・有価売却・その他)			✓	✓		✓	✓		△	※再資源化物が有価売却かどうか不明(自社利用と判別できない)
	処理後物の種類(廃棄物/再資源化物)			✓	✓					○	処理後物の種類(分類コード) 処理後物の種類(種類種別名称)
	処理後物の委託量	✓		✓	✓		✓	✓		○	処理後物量(廃棄物)
	処理後物の売却量			✓	✓					△	処理後物量(再資源化物) ※「再資源化物量=売却量」とは限らない
	再資源化物の引渡し先									×	※項目追加後も電子マニフェストの対象外
	利用用途									○	処理後物の種類(分類コード) 処理後物の種類(種類種別名称)
	売却単価(円/t)									×	※項目追加後も電子マニフェストの対象外
	再委託した場合						✓			×	※様々な運用があり集計困難
報告者の処理施設の状況	処理施設の種類・名称	✓	✓			✓				△	※処分方法から推定可能
	処理施設の所在地		✓			✓	✓			○	処分事業場の所在地
	処分方法	✓			✓	✓				○	処分方法
	処理能力		✓		✓		✓			×	※項目追加後も電子マニフェストの対象外
	熱回収の有無									△	※焼却の場合、熱回収認定有無は判別可能
	設置許可等の有無		✓				✓			×	※項目追加後も電子マニフェストの対象外
	稼働日数・稼働時間					✓	✓			×	※項目追加後も電子マニフェストの対象外
	処分した産業廃棄物の種類と量	✓	✓			✓	✓			△	※施設ごとの情報は分からない
	処理後の廃棄物の種類と量	✓	✓			✓	✓			△	※施設ごとの情報は分からない
処理後の廃棄物の収集運搬委託先(名称・所在地・許可番号・許可年月日)					✓				△	収集運搬業者の名称 収集運搬業者の許可番号(固有番号6桁) ※許可年月日や施設ごとの情報は分からない	

処分実績報告の報告事項		旧 廃 掃 法 ※	委員所属団体毎の報告事項							対応する電子マニフェストデータ	
区分	報告事項		福 島 県	東 京 都 ①	東 京 都 ②	三 重 県	福 岡 県	横 浜 市	豊 田 市	可 否	該 当 項 目
	処理後の廃棄物の処分委託者(名称・所在地・許可番号・許可年月日)				✓					△	処分業者の名称 処分業者の許可番号(固有番号6桁) ※許可年月日や施設ごとの情報は分らない
	処理後の廃棄物の処分方法等(処分方法・処分先)	✓	✓		✓	✓				△	※施設ごとの情報は分らない
	処理後の再資源化等の状況		✓		✓					△	※施設ごとの情報は分らない
報告者の 処理施設 の状況 (最終処分)	処分場の種類・名称		✓				✓			○	処分事業場の名称
	処分場の所在地		✓			✓	✓		✓	○	処分事業場の所在地(市区町村コード)
	処分の種類(安定型/管理型/遮断型/海洋投入)		✓			✓	✓		✓	○	処分方法(コードから特定)
	処分場面積		✓			✓	✓			×	※項目追加後も電子マニフェストの対象外
	埋立容量		✓			✓	✓			×	※項目追加後も電子マニフェストの対象外
	許可品目(産業廃棄物の種類)					✓	✓		✓	△	廃棄物(処理前)の種類(分類コード) ※施設ごとの情報は分らない
	年間埋立量		✓			✓	✓		✓	△	処分方法(コード) 処分量、処分量の単位(名称) ※施設ごとの情報は分らない
	覆土量		✓			✓				×	※項目追加後も電子マニフェストの対象外
年度末の残余容量		✓			✓	✓		✓	×	※項目追加後も電子マニフェストの対象外	
保管状況	産業廃棄物の保管量(未処分)		✓	✓	✓					△	※運搬終了報告済み、処分終了報告未了の廃棄物量等からある程度推定可能
	産業廃棄物の保管量(処分後)			✓	✓					×	※処分終了報告済み、最終処分終了報告未了の廃棄物の内訳(報告者の保管量)は不明

※：表中の「旧廃掃法」の列は、平成12年改正以前の廃棄物処理法施行規則で義務付けられていた処分実績報告の報告事項を示している。

注：東京都「産業廃棄物処理状況報告書(処分業)」では上表のほか、対象期間内に実績のあった契約件数、マニフェスト件数、運搬車両台数、適正処理の実現に向けた取組内容、施設の概況(外観写真等)を求めている。

出典：令和6年度電子マニフェスト情報活用高度化検討業務報告書(令和7年3月)及び委員所属団体(都道府県・政令市)の処分実績報告様式をもとに作成

以上より、処分実績報告の報告事項は、次の項目を除けば「再資源化等の情報」追加後の電子マニフェストデータで概ねカバーされるものと考えられる。

- ・報告者における処理施設の状況：処理能力、稼働日数・稼働時間、処分場の残余容量等
- ・再資源化物の引渡し先、売却単価
- ・産業廃棄物の保管量：期首・期末の保管量(処理前、処理後)
- ・「処理後物の処理委託(2次処理)」と「再委託」の区分

1-2-3 分類区分等の整合状況の確認

処分実績報告の報告事項と電子マニフェストデータの項目が合っても、分類区分等が不整合な場合は、処分実績報告に入力すべき値の把握・算出のため、電子マニフェストデータの加工が必要となる。

- ・廃棄物種類や処分方法の種類区分は合っているか、合わせられるか
- ・廃棄物種類ごと、処分方法ごと、処理施設ごと、排出地域ごとなど、処分実績報告で求められる内訳区分は合っているか、合わせられるか

(1) 処理施設と処分方法の分類区分の擦り合わせ

産業廃棄物の委託量・受入量の記入欄で、「処理施設の種類」（廃棄物処理法施行令第7条の産業廃棄物処理施設及び「その他処理施設」等）ごとに記入を求めている例がみられる。

こうした、報告者における処理施設の状況（処理能力、稼働日数・稼働時間、処分場の残余容量等）の把握自体を目的としていない場合においては、「処分方法の種類」で代用可能ではないかと考えられる。

また、電子マニフェストデータを活用して処分実績報告を作成する者は処分業者又は都道府県・政令市に限られることを考慮すると、許可証の記載に基づいて「処理施設の種類」と「処分方法の種類」を紐づけることは可能と考えられる。

(2) 廃棄物種類の分類区分（混合廃棄物の取扱い等）に関する擦り合わせ

産業廃棄物の大分類（19分類）は概ね共通だが、処分実績報告に用いるコード分類には混合廃棄物が含まれておらず、所定の組成割合で産業廃棄物の大分類（19分類）に案分して記載するよう求めている例が見られる。こうした場合、現行の記入要領に沿って案分すると電子マニフェストデータの「再資源化等の情報」（処理後物の種類と量等）と齟齬が生じることとなる。

電子マニフェスト項目追加の施行後（2027年4月～）は、電子マニフェストデータを用いる場合は、所定の組成割合による案分によらず「再資源化等の情報」に基づく報告を許容する等の対応が望まれる。

表 1-3 処分実績報告における混合廃棄物の取扱い（例）

処分実績報告における廃棄物の分類区分の例	電子マニフェストにおける廃棄物分類コード
0100 燃え殻	01 燃え殻
0200 汚泥	02 汚泥
0300 廃油	03 廃油
0400 廃酸	04 廃酸
.....
混合廃棄物（一体不可分の廃棄物）は所定の組成割合を用いて産業廃棄物大分類ごとに換算	20 建設混合廃棄物
	21 安定型混合廃棄物
	22 管理型混合廃棄物
	23 シュレッダーダスト
	30 廃自動車
	31 廃電気機械器具
	35 廃電池類
	36 複合材

(3) 再資源化物の種類（再資源化用途）に関する摺り合わせ

産廃実態調査アンケートでは、下表のような選択肢を設けて中間処理後の再資源化用途を求める様式が多くみられるが、委員所属団体の処分実績報告では再資源化用途を求める様式は見当たらず、電子マニフェストデータ（再資源化等の情報）に含まれる「処理後物の種類」の情報があれば対応可能と考えられる。



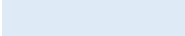
表 1-4 産業廃棄物実態調査で用いられる「再資源化用途」の分類区分（例）

鉄鋼原料	非鉄金属等原材料	燃料	木炭・炭化物
飼料	肥料	土壌改良材	
土木・建設資材	再生木材・合板	再生骨材・再生路盤材	
パルプ・紙原料	ガラス原材料	プラスチック原材料	
再生タイヤ	セメント原材料	再生油・再生溶剤	
中和剤	高炉還元	その他再資源化物	

1-2-4 サンプルデータを用いた処分実績報告の作成

以上で整理した項目の過不足、分類区分やクロス項目の状況を踏まえ、本年4月以降に任意入力された「再資源化等の情報」のうち、枝分かれが多く（マニフェスト区分が2以上）、再資源化物を含むマニフェストデータをサンプルデータとして抽出し、委員所属団体の処分実績報告様式への入力を試行した。

その結果、前頁で示した、「(1) 処理施設と処分方法の分類区分の擦り合わせ」、「(2) 廃棄物種類の分類区分（混合廃棄物の取扱い等）に関する摺り合わせ」等の考え方を許容すれば、産業廃棄物の委託処理フローに関わる項目は、概ね電子マニフェストデータで対応可能とみられる。

凡例		マニフェストデータの単純集計等で入力可能
		入力可能だが分類区分の擦り合わせ等が必要
		マニフェストデータでは把握困難

[参考]「1-2-4 サンプルデータを用いた処分実績報告の作成」で使用したサンプルデータ（抜粋）

任意入力された「再資源化等の情報」のうち次の条件を満たすものをサンプルデータとして抽出。

- ・ 枝分かれが多い
- ・ 2次処理がある（マニフェスト区分が2以上）
- ・ 処理後物に再資源化物を含む

処分実績報告では1次処理（報告者）の処分量と2次処理（処理後物の委託先）の処分量を区分する必要があるため、「マニフェスト区分」の番号により「1次処理、2次処理・・・」を分けて整理。

主キー項目(マニフェスト番号)	マニフェスト区分	排出事業者名称	排出事業場所所在地	基準重量	単位	処分事業場の名称	処分事業場所所在地	処理前廃棄物種類	処分方法表示名	主たる処分方法	処分量	単位	処理後物の区分	処理後物の種類	処理後物量	単位
16026298969-1	1	A社	千葉県〇〇市	1020	kg	B社	千葉県〇〇市	安定型混合廃棄物	破碎/選別	破碎	420	kg	廃棄物	廃プラスチック類	420	kg
16026298969-2	2	A社	千葉県〇〇市	1020	kg	C社	千葉県〇〇市	安定型混合廃棄物	焼却(熱回収あり)	焼却(熱回収あり)	420	kg	廃棄物	燃え殻	63	kg
16026298969-3	3	A社	千葉県〇〇市	1020	kg	D社	千葉県〇〇市	安定型混合廃棄物	管理型埋立処分	管理型埋立処分	63	kg	廃棄物	燃え殻	63	kg
16026298969-4	1	A社	千葉県〇〇市	1020	kg	B社	千葉県〇〇市	安定型混合廃棄物	破碎/選別	破碎	280	kg	廃棄物	廃プラスチック類	280	kg
16026298969-5	2	A社	千葉県〇〇市	1020	kg	E社	千葉県△△市	安定型混合廃棄物	成形・固化	成形・固化	280	kg	再資源化物	燃料	280	kg
16026298969-6	1	A社	千葉県〇〇市	1020	kg	B社	千葉県〇〇市	安定型混合廃棄物	圧縮・減容/選別	圧縮・減容	167	kg	再資源化物	鉄・非鉄金属又はその原材料	167	kg
16026298969-7	1	A社	千葉県〇〇市	1020	kg	B社	千葉県〇〇市	安定型混合廃棄物	圧縮・減容/選別	圧縮・減容	3	kg	廃棄物	金属くず	3	kg
16026298969-8	2	A社	千葉県〇〇市	1020	kg	F社	千葉県〇〇市	安定型混合廃棄物	圧縮・減容	圧縮・減容	3	kg	再資源化物	鉄・非鉄金属又はその原材料	3	kg
16026298969-9	1	A社	千葉県〇〇市	1020	kg	B社	千葉県〇〇市	安定型混合廃棄物	破碎/選別	破碎	150	kg	廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	150	kg
16026298969-10	2	A社	千葉県〇〇市	1020	kg	D社	千葉県〇〇市	安定型混合廃棄物	管理型埋立処分	管理型埋立処分	150	kg	廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	150	kg

マニフェスト区分	排出事業者	廃棄物(処理前)	処分量(1次)	処分業者(1次)	処分方法	処理後物の種類	処理後物量	
1	A社(千葉県〇〇市)	安定型混合廃棄物	420 kg	B社(千葉県〇〇市)	破碎/選別	廃プラスチック類	420 kg	
2								
3								
1	A社(千葉県〇〇市)	安定型混合廃棄物	280 kg	B社(千葉県〇〇市)	破碎/選別	廃プラスチック類	280 kg	
2								
1	A社(千葉県〇〇市)	安定型混合廃棄物	167 kg	B社(千葉県〇〇市)	圧縮・減容/選別	鉄・非鉄金属又はその原材料	167 kg	
1	A社(千葉県〇〇市)	安定型混合廃棄物	3 kg	B社(千葉県〇〇市)	圧縮・減容/選別	金属くず	3 kg	
2								
16026298969-8	2							
16026298969-9	1	A社(千葉県〇〇市)	安定型混合廃棄物	150 kg	B社(千葉県〇〇市)	破碎/選別	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	150 kg
16026298969-10	2							
合計			1020				1020	

処分業者(2次)	処分方法	処理後物の種類	処理後物量
C社(千葉県〇〇市)	焼却(熱回収あり)	燃え殻	63 kg
D社(千葉県〇〇市)	管理型埋立処分	燃え殻	63 kg
E社(千葉県△△市)	成形・固化	燃料	280 kg
F社(千葉県〇〇市)	圧縮・減容	鉄・非鉄金属又はその原材料	3 kg
D社(千葉県〇〇市)	管理型埋立処分	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	150 kg
合計			496

凡例
 : 廃棄物
 : 再資源化物

[参考] 「1-2-4 サンプルデータを用いた処分実績報告の作成」 **旧廃棄物処理法施行規則**の様式への記入例 (1/1)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
様式第三十四号 (二) (第十四条第五項関係) (表面)

産業廃棄物の処分実績報告書 (年度)
特別管理産業廃棄物
—中間処分業・最終処分業—

都道府県知事 殿 報告者
(市長又は区長) 住所
氏名 **B社** 印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十四条第五項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類	産業廃棄物処分業 (中間処分のみ)		許可の年月日	****年**月**日	許可番号	*****				
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者 (排出事業者又は処分業者) 許可番号	氏名又は名称	受託量	処分方法	処分量	許可番号	氏名又は名称	委託内容	委託量	
	住所	住所	住所	処分場所	住所	住所	住所			
安定型混合廃棄物 (廃プラスチック類)	—	A社	0.42 t	破碎・選別	0.42 t	*****	C社	焼却	0.42 t	「再」
	千葉県〇〇市〇〇〇〇			千葉県〇〇市〇〇〇〇		千葉県〇〇市〇〇〇〇				
安定型混合廃棄物 (廃プラスチック類)	—	A社	0.28 t	破碎・選別	0.28 t	*****	E社	成形・固化 (燃料化)	0.28 t	「再」
	千葉県〇〇市〇〇〇〇			千葉県〇〇市〇〇〇〇		千葉県△△市〇〇〇〇				
安定型混合廃棄物 (金属くず)	—	A社	0.17 t	圧縮・減容	0.17 t	*****	F社	圧縮・減容 (金属回収)	0.003 t	「再」
	千葉県〇〇市〇〇〇〇			千葉県〇〇市〇〇〇〇		千葉県〇〇市〇〇〇〇				
安定型混合廃棄物 (ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)	—	A社	0.15 t	破碎・選別	0.15 t	*****	D社	管理型埋立処分	0.15 t	「再」
	千葉県〇〇市〇〇〇〇			千葉県〇〇市〇〇〇〇		千葉県◇◇市〇〇〇〇				

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物の量を6月30日までに提出すること。単位はt又はm³
- 委託者とは、報告者に処分を委託した者をいう。
- 受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合であっては、その空欄に「再」と記入すること。
- 産業廃棄物の処理施設の処分実績 (第十四条第五項第八号) については、処理施設で処分した量を別紙に記入し添付すること。

ここでの「再」は「処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合」を示すものであり、再委託ではない点に留意。

処理施設の種類の推定。
(自治体や処分業者は許可証の記載等をもとに確認可能と想定。)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
様式第三十四号 (二) (別紙)

産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書 (年度)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理施設の種類	処分した産業廃棄物の種類と年間処理量 (単位 t・m ³)			処分後の産業廃棄物の処分量 (単位 t・m ³)		
	安定型混合廃棄物 (廃プラスチック類)	安定型混合廃棄物 (金属くず)	安定型混合廃棄物 (ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)	種類	排出量	処分量
破碎	0.42 t			廃プラスチック類	0.42 t	0.42 t
破碎	0.28 t			廃プラスチック類	0.28 t	0.28 t
破碎			0.15 t	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.15 t	0.15 t
圧縮		0.17 t		金属くず	0.003 t	0.003 t
合計						

備考 処分した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。 (日本工業規格 A列4番)

[参考] 「1-2-4 サンプルデータを用いた処分実績報告の作成」 **福島県**の様式への記入例 (2/2)

様式-業A
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物等の収集運搬、処理・処分実績報告書
令和 年 月 日

報告者の住所
報告者の氏名 **Ｂ社**
電話番号
メールアドレス

令和6年度の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物等の処理・処分実績(運搬実績)について、次のとおり報告します。

I 事業概要の表	
業 者 名	氏 名 又 は 名 称 Ｂ社
	住 所 福島県〇〇市〇〇〇
	代 表 者 氏 名 〇〇〇〇
	電 話 番 号 ***-***-**** 資 本 金 千円
事 業 所	名 称 〇〇〇〇事業所
	所 在 地 福島県〇〇市〇〇〇
	電 話 番 号 ***-***-**** 従 業 者 数 人
	事 業 内 容

II 事業概要の表(処分業者用)	
許 可 取 得 の 状 況	許 可 の 区 分 許 可 年 月 日 許 可 番 号
	産 業 廃 棄 物 処 分 業 年 月 日 *****
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 分 業 年 月 日 *****
	福島県における一般廃棄物処理業の許可の有無 1:有り 0:無し 有りの場合 市町村名() 許可の区分()
処 理 (管 理) 責 任 者	産 業 廃 棄 物 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物
令 和 6 年 度 の 処 分 実 績	中 間 処 理 実 績 の 有 無 最 終 処 分 実 績 の 有 無
	1:有り 0:無し
令 和 6 年 度 の 保 管 状 況 (処 分 せ ず に 保 管 し て いる 産 業 廃 棄 物 又 は 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物)	保 管 実 績 の 有 無
	1:有り 0:無し

III 事業概要の表(収集運搬業用)	
収 集 運 搬 業 の 許 可 取 得 の 有 無	許 可 番 号 令 和 6 年 度 の 収 集 運 搬 実 績 の 有 無 うち 県 外 へ の 搬 出
福 島 県	1:有り 0:無し 1:有り 0:無し 1:有り 0:無し
福 島 市	1:有り 0:無し 1:有り 0:無し 1:有り 0:無し
郡 山 市	1:有り 0:無し 1:有り 0:無し 1:有り 0:無し
い わ き 市	1:有り 0:無し 1:有り 0:無し 1:有り 0:無し

IV 災害廃棄物の処理事業概要の表(処分業者用)	
令 和 6 年 度 の 災 害 廃 棄 物 (市 町 村 ・ 一 部 組 合 からの 委 託) の 処 理 実 績	中 間 処 理 実 績 の 有 無 最 終 処 分 実 績 の 有 無
	1:有り 0:無し 1:有り 0:無し
記 入 者 部 課 ・ 氏 名	
V 報告書チェック欄	業B 業C 業D 業E
報告する様式の有無	1:有り 1:有り 1:有り 1:有り 0:無し

様式-業B
保管・中間処理・最終状況の概要表 - 中間処理・最終処分業 -
令和6年度実績 報告者の氏名 **Ｂ社**

(1)処分せずに保管している産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の状況

産業廃棄物の種類(※)	所在地	保管量	番号	産業廃棄物の種類(※)	所在地	保管量
01		t	05			t
02		t	06			t
03		t	07			t
04		t	08			t
		00 合	計			0 t

(※)「産業廃棄物の種類」は、別紙分類表のコードNo.及び分類名で記入する。

(2)中間処理施設の状況

施設番号	処理施設の名称	処理施設の所在地	施設区分	処理能力	許可等の有無	技術管理者名	備考
B21	破砕	福島県〇〇市〇〇〇	**	/日	1:有り 0:無し		
B22	圧縮	福島県〇〇市〇〇〇	**	/日	1:有り 0:無し		
B23				/日	1:有り 0:無し		
B24							
B25							
B26							
B27							

(3)最終処分場の状況

施設番号	施設名称	施設区分	設置許可等年月日	設置面積	埋立地面積	埋立容量	令和6年度の埋立量の計
B91			年 月 日	m ²	m ²	m ³	0 t
処 分 場 の 名 称							
処 分 場 の 所 在 地							
処 分 場 の 種 類	1:管理型 2:安定型 3:遮断型						
許 可 等 の 有 無	1:有り 0:無し						
設 置 許 可 等 年 月 日	年 月 日						
設 置 面 積	m ²						
埋 立 地 面 積	m ²						
埋 立 容 量	m ³						
令 和 6 年 度 の 埋 立 量 の 計	0 t						
自 社 発 生 物 の 埋 立 量	t						
委 託 に よ る 直 接 埋 立 量	t						
委 託 廃 棄 物 の 自 社 中 間 処 理 後 の 残 さ 物 埋 立 量	t						
市 町 村 ・ 一 部 事 務 組 合 からの 災 害 廃 棄 物 の 埋 立 量	t						
令 和 6 年 度 の 覆 土 量	m ³						
令 和 6 年 度 末 の 残 余 容 量	m ³						
算 定 残 余 容 量	m ³						
算 定 し た 年 月 日	年 月 日						
技 術 管 理 者 名							
備 考							

福島県の処理施設コードから選択

産業廃棄物処理施設区分表			
産業廃棄物処理施設	基準処理能力	施設区分コード	
		許可	指定
汚泥の脱水施設	10m ³ /日	0 1	5 1
汚泥の乾燥施設(機械)	10m ³ /日	0 2	5 2
汚泥の乾燥施設(天日)	100m ³ /日	0 3	5 3
汚泥の焼却施設	5m ³ /日、200kg/時、面積2m ²	0 4	5 4
廃油の油水分離施設	10m ³ /日	0 5	5 5
廃油の焼却施設	1m ³ /日、0.2t/時、面積2m ²	0 6	5 6
廃酸・廃アルカリの中和施設	50m ³ /日	0 7	5 7
廃プラスチック類の破砕施設	5t/日	0 8	5 8
廃プラスチック類の焼却施設	0.1t/時、面積2m ²	0 9	5 9
その他の焼却施設	0.2t/時、面積2m ²	1 0	6 0
がれき類の破砕施設	5t/日	1 1	6 1
木くずの破砕施設	5t/日	1 2	6 2
その他の処理施設			6 3
有害物質を含む汚泥のコンクリート固形化施設		2 1	
水銀を含む汚泥の焼却施設		2 2	
シアン化合物の分解施設		2 3	
廃PCB等の焼却施設		2 4	
PCB汚染物の分解施設		2 5	
PCB汚染物の洗浄施設		2 6	
廃水銀等の硫化施設		2 7	

(備考)
上記の施設区分コードのうち、「許可」とあるのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設設置許可が必要な施設であり、「指定」とあるのは、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第32条第1項に基づく産業廃棄物指定処理施設設置許可が必要な施設及びその他の施設である。

[参考] 「1-2-4 サンプルデータを用いた処分実績報告の作成」 **東京都**の様式への記入例 (1/2)

第3号様式 (第3条関係) その1

産業廃棄物処分業実績報告書 (令和6年度)
(特別管理産業廃棄物を除く。)

年 月 日

東京都知事 殿

【報告者】
住 所

氏 名 **B社**

電話番号 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

東京都内(八王子市除く。)における処理実績	あり なし	許可番号	13-***-*****
担当者氏名		担当者電話番号	

産業廃棄物の処分受託量 ※自社処理(排出者と処分受託者が自社の場合)は、集計から除いてください。

コード	種 類	数量 【単位：トン(t)/年】						コード	種 類	数量 【単位：トン(t)/年】					
		百	十	万	千	百	十			百	十	万	千	百	十
0100	燃え殻							1300	紙くず						
0200	汚泥							1400	木くず						
0300	廃油							1500	繊維くず						
0400	廃酸							1600	動植物性残さ						
0500	廃アルカリ							1700	動物系固形不要物						
0600	廃プラスチック類					0	700000	1800	動物のふん尿						
0700	ゴムくず							1900	動物の死体						
0800	金属くず					0	170000	2000	産業廃棄物を処分するために処理したもの (例 焼却灰の熔融固形化物等)						
0900	ガラス・コンクリート・陶磁器くず					0	150000	5000	石綿含有産業廃棄物						
1000	鉱さい							6100	水銀含有ばいじん等						
1100	がれき類 (建設廃材のコンクリートを含む。)							6200	水銀使用製品産業廃棄物						
1200	ばいじん							合 計					1	020000	

注： 東京都「産業廃棄物処理実績報告書 作成の手引 (処分業用)」では、混合廃棄物は下表の「組成割合」で案分して記入するよう求めているが、ここでは項目追加後の電子マニフェストデータで得られる処分後物の種類と量(破碎・選別後の大分類内訳)をもとに記入した。

「混合廃棄物」については、表2の組成割合を用いて換算してください。

表-2 混合廃棄物の組成割合(重量比)

産業廃棄物の種類	組成割合 (%)	産業廃棄物の種類	組成割合 (%)
1 がれき類	33	4 金属くず	11
2 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	12	5 木くず	15
3 廃プラスチック類	14	6 紙くず	14
		7 繊維くず	1

例) 「混合廃棄物 0.5t」の場合。
 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⇒ 0.5t × 0.12 (12%) = 0.06t
 (がれき類：0.165t、廃プラスチック類：0.07t、金属くず：0.055t、木くず：0.075t、紙くず：0.07t、繊維くず：0.005t)

注1： がれき類などに該当するものであっても、石綿を含有する場合は「5000 石綿含有産業廃棄物」に分類してください。(0100~2000のコードに計上しないでください。)
 注2： 金属くず、廃プラスチック類、汚泥などに該当するものであっても、「水銀含有ばいじん等」又は「水銀使用製品産業廃棄物」とマニフェストに記載されている場合は、「6100 水銀含有ばいじん等」、「6200 水銀使用製品産業廃棄物」に分類してください。(0100~2000のコードに計上しないでください。)
 注3： 「m」「kg」は、「t」に換算し記入してください。

[参考] 「1-2-4 サンプルデータを用いた処分実績報告の作成」 **東京都**の様式への記入例 (2/2)

第3号様式(第3条関係)その2		令和6年度 産業廃棄物処分業実績報告書 (特別管理産業廃棄物を除く)				(1 枚目 / 2 枚中)															
		事業者名		B社		許可番号		13 - *** - *****													
この様式(第3号様式 その2)には必要枚数をコピーし廃棄物の処分方法ごとに作成してください。 処分を自社で行わず、他の業者に再委託したものは、集計から除いてください。																					
処分方法		破砕		⇒具体的な処分方法を記入してください。(例 脱水、焼却、破砕など)																	
令和6年度処分受託量		0.85		t																	
(処分量の発生地別内訳)					(発生した残さ物の処分先について) ※処理後に再生される場合でも記入してください。																
令和5年度末の保管量		令和6年度に処分した産業廃棄物の種類 (令和6年度に受託した産業廃棄物の処分について)																			
		第3号様式(その1)の種類のうちから1つを下の()に記入 (廃プラスチック類) (ガラス・コンクリート・陶磁器くず) ()																			
【単位：トン(t)/年】 「m」 「kg」は「t」に換算		第3号様式(その1)の0100から6200までの中から1つを「種類コード」欄に記入																			
		種類コード		0600		種類コード		0900		種類コード											
【単位：トン(t)/年】 「m」 「kg」は「t」に換算		令和6年度に発生した残さ物の種類と処分方法 (令和6年度に受託した産業廃棄物の処分で発生した残さ物について)																			
		産業廃棄物の種類のうちから1つを下の()に記入 (廃プラスチック類) (ガラス・コンクリート・陶磁器くず) ()																			
【単位：トン(t)/年】 「m」 「kg」は「t」に換算		次の①から④までの中から1つを「処分方法コード」欄に記入 ①再生・売却・その他、②二次中間処理、③埋立て、④海洋投入																			
		処分方法コード		②		処分方法コード		③		処分方法コード											
【単位：トン(t)/年】 「m」 「kg」は「t」に換算		令和6年度末の保管量																			
		第3号様式(その1)の種類のうちから1つを下の()に記入 (廃プラスチック類) (ガラス・コンクリート・陶磁器くず) ()																			
【単位：トン(t)/年】 「m」 「kg」は「t」に換算		【単位：トン(t)/年】 「m」 「kg」は「t」に換算																			
		百十		少数点		百十		少数点		百十		少数点									
【注意】 「搬出前の保管量」には、次の①、②が該当します。 ①令和5年度に処分が終了しなかった産業廃棄物 ②令和5年度に処分は終了したが、同年度中に搬出をしていなかった産業廃棄物		万		千		百		十		千		百		十		千		百		十	
		以下6桁		以下6桁		以下6桁		以下6桁		以下6桁		以下6桁		以下6桁		以下6桁		以下6桁		以下6桁	
【注意】 「搬出前の保管量」には、次の①、②が該当します。 ①令和5年度に処分が終了しなかった産業廃棄物 ②令和5年度に処分は終了したが、同年度中に搬出をしていなかった産業廃棄物		東京都(八王子市を除く) ※注1		東京都(八王子市を除く) ※注1		東京都(八王子市を除く) ※注1		東京都(八王子市を除く) ※注1		東京都(八王子市を除く) ※注1		東京都(八王子市を除く) ※注1		東京都(八王子市を除く) ※注1		東京都(八王子市を除く) ※注1		東京都(八王子市を除く) ※注1		東京都(八王子市を除く) ※注1	
		八王子市 ※注1		八王子市 ※注1		八王子市 ※注1		八王子市 ※注1		八王子市 ※注1		八王子市 ※注1		八王子市 ※注1		八王子市 ※注1		八王子市 ※注1		八王子市 ※注1	
【注意】 「搬出前の保管量」には、次の①、②が該当します。 ①令和6年度に処分が終了しなかった産業廃棄物 ②令和6年度に処分は終了したが、同年度中に搬出をしていない産業廃棄物		埼玉県		埼玉県		埼玉県		埼玉県		埼玉県		埼玉県		埼玉県		埼玉県		埼玉県		埼玉県	
		千葉県		0 700000		0 150000		千葉県		0 700000		0 150000		千葉県		0 700000		0 150000		千葉県	
【注意】 「搬出前の保管量」には、次の①、②が該当します。 ①令和6年度に処分が終了しなかった産業廃棄物 ②令和6年度に処分は終了したが、同年度中に搬出をしていない産業廃棄物		神奈川県		神奈川県		神奈川県		神奈川県		神奈川県		神奈川県		神奈川県		神奈川県		神奈川県		神奈川県	
		茨城県		茨城県		茨城県		茨城県		茨城県		茨城県		茨城県		茨城県		茨城県		茨城県	
【注意】 「搬出前の保管量」には、次の①、②が該当します。 ①令和6年度に処分が終了しなかった産業廃棄物 ②令和6年度に処分は終了したが、同年度中に搬出をしていない産業廃棄物		栃木県		栃木県		栃木県		栃木県		栃木県		栃木県		栃木県		栃木県		栃木県		栃木県	
		群馬県		群馬県		群馬県		群馬県		群馬県		群馬県		群馬県		群馬県		群馬県		群馬県	
【注意】 「搬出前の保管量」には、次の①、②が該当します。 ①令和6年度に処分が終了しなかった産業廃棄物 ②令和6年度に処分は終了したが、同年度中に搬出をしていない産業廃棄物		合計		0 700000		0 150000		合計		0 700000		0 150000		合計		0 700000		0 150000		合計	
		合計		0 700000		0 150000		合計		0 700000		0 150000		合計		0 700000		0 150000		合計	

※注1: 処分量の発生地別内訳及び発生した残さ物の処分先については、東京(八王子市を除く。)分と八王子市分をそれぞれ分けて記入してください。
なお、八王子市・他道府県にある中間処理施設・最終処分場の処分実績は報告対象外です。

「運搬終了報告」済みで「処分終了報告」未了の廃棄物量等からある程度推定可能

「運搬終了報告」済みで「処分終了報告」未了の廃棄物量等からある程度推定可能

[参考] 「1-2-4 サンプルデータを用いた処分実績報告の作成」 三重県の様式への記入例（1/2）

(第2面)
産業廃棄物処理実績報告書（中間処分業者用）

令和6年度分

氏名又は名称 **B社**
許可番号 **024*******

処分を委託した者の氏名等			産業廃棄物の種類		収集運搬業者の名称、住所地の都道府県名及び三重県の許可番号			受託量 (t換算)	処分量 (t換算)	処分の方法	処分コード	処分地 コード	再委託業者の名称及び許可番号			
氏名又は名称	発生の場所	所在地 コード	種類	廃棄物 コード	名称	住所地	許可番号						名称	許可番号		
A社	〇〇県〇〇市	****	安定型混合廃棄物	2100	****	****	*****	0.85	t	0.85	t	破砕	34	**	C社、D社、E社	*****
A社	〇〇県〇〇市	****	安定型混合廃棄物	2100	****	****	*****	0.17	t	0.17	t	圧縮・選別	35	**	F社	*****
									t		t					
									t		t					
									t		t					
									t		t					

- 備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 2 建設工事の場合、処分を委託した者の氏名等の「氏名又は名称」欄には、建設工事の元請事業者に係る氏名等を記入してください。
 3 処分を委託した者が自ら運搬する場合、収集運搬業者の名称等の欄は空欄としてください。
 4 必要に応じて行を追加してください。

(第4面)

令和6年度分

氏名又は名称 **B社**
許可番号 **024*******

産業廃棄物処理実績報告書（中間処分業者 処理施設稼働実績）

産業廃棄物処理施設の種類の 許可番号			処分した産業廃棄物の種類と年間処理量			処分後の産業廃棄物の処分									
			産業廃棄物の種類及びコード		年間処理量 (単位：t)	産業廃棄物の種類及びコード		処分の主体（処理委託業者の名称又は自己処分と記入）		委託量又は自己処分量（単位：t）		処分の方法			
許可日	施設コード	種類	廃棄物 コード	種類		廃棄物 コード	名称	許可番号	処分地 コード	委託量又は自己処分量	方法	処分方法 コード			
		07 or 082 or 99	安定型混合廃棄物	2100	0.42	t	廃プラスチック類	0600	C社	*****	12	0.42	t	焼却	31
		07 or 082 or 99	安定型混合廃棄物	2100	0.28	t	廃プラスチック類	0600	E社	*****	12	0.28	t	燃料に再生利用	15
		07 or 082 or 99	安定型混合廃棄物	2100	0.167	t	金属くず（鉄・非鉄金属又はその原材料）						t		
		07 or 082 or 99	安定型混合廃棄物	2100	0.003	t	金属くず	1200	F社	*****	12	0.003	t	金属類の回収	13
		07 or 082 or 99	安定型混合廃棄物	2100	0.15	t	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1300	D社	*****	12	0.15	t	管理型埋立	53

- 備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 2 一施設で数種類の廃棄物を処理する場合は廃棄物別に施設名を記入してください。
 3 処分後の産業廃棄物の種類が異なる場合や処分後の産業廃棄物の処分の方法が異なる場合は産業廃棄物処理施設別に記入してください。
 4 必要に応じて行を追加してください。

電子マニフェストデータ（再資源化等の情報）の処分方法コード等をもとに、三重県の処理施設コードから選択

電子マニフェストデータ（再資源化等の情報）の処分方法コード等をもとに、三重県の処分方法コードから選択

[参考] 「1-2-4 サンプルデータを用いた処分実績報告の作成」 **三重県**の様式への記入例 (2/2)

(第3面)

産業廃棄物の中間処分の状況
(令和6年度分)

許可番号	024*****
処分業者 の名称	B社

電子マニフェストデータ (再資源化等の情報) の処分方法
コード等をもとに、三重県の処理施設コードから選択

施設の所在地		三重県〇〇市〇〇 〇-〇-〇		
施設の種類		07 廃プラスチック類の破碎施設 or 082 木くず又はがれき類の破碎施設 or 99 その他の施設		
処分の方法		破碎		
処理した 産業廃棄物	種類	安定型混合廃棄物		
	年間量 (t)	1.02		
稼働日数		月平均 日/月	年間 日/年	
稼働時間		平均 時間/日	最大 時間/日	
処理後の 産業廃棄物 処理状況	種類	廃プラスチック類		
		金属くず		
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
	量 (t) (年間)	0.7 t		
		0.17 t		
		0.15 t		
	収集又は運搬した者	氏名又は法人名及び所在地	〇〇社	
		許可番号及び日	*****	
	処委託者	氏名又は法人名及び所在地	C社、 E社、 F社、 D社	
		許可番号及び日	*****	
製品 (処理後物) 売却	処分方法及び量	31 焼却、 15 燃料に再生利用、 13 金属類の回収、 53 管理型埋立		
	利用方法及び売却	鉄・非鉄金属及びその原材料 0.167 t		
売却単価				
備考				

<<<<<<< 産業廃棄物処理施設コード >>>>>>>

- 01 : 汚泥の脱水施設
- 021 : 汚泥の乾燥施設
- 022 : 汚泥の天日乾燥施設
- 03 : 汚泥 (PCB処理物であるものを除く。) の焼却施設
- 04 : 廃油の油水分離施設
- 05 : 廃油の焼却施設 (廃PCB等を除く。)
- 06 : 廃酸又は廃アルカリの中和施設
- 07 : 廃プラスチック類の破碎施設
- 08 : 廃プラスチック類の焼却施設
- 082 : 木くず又はがれきの破碎施設
- 09 : 汚泥のコンクリート固型化施設
- 10 : 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- 11 : 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- 112 : 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設
- 12 : 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設
- 122 : 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設
- 13 : PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分解施設
- 132 : 産業廃棄物の焼却施設
- 21 : 遮断型最終処分場
- 31 : 管理型最終処分場
- 41 : 安定型最終処分場
- 99 : その他の施設

電子マニフェストデータ (再資源化等の情報) の処分方法
コード等をもとに、三重県の処分方法コードから選択

<<<<<<< 処分方法コード >>>>>>>

- | | | | |
|----------------|---------------|-----------|---------------|
| 1 1 : 肥料に再生利用 | 3 1 : 焼却 | 4 1 : 溶融 | 5 1 : 遮断型埋立 |
| 1 2 : 飼料に再生利用 | 3 2 : 脱水 | 4 2 : 放流 | 5 2 : 安定型埋立 |
| 1 3 : 金属類の回収 | 3 3 : 乾燥 | 4 3 : 選別 | 5 3 : 管理型埋立 |
| 1 4 : 路盤材に再生 | 3 4 : 破碎 | 4 4 : ばい焼 | 5 4 : 海洋投入 |
| 1 5 : 燃料に再生利用 | 3 5 : 圧縮 | 4 5 : 分解 | 5 5 : その他最終処分 |
| 1 6 : 溶剤等の回収 | 3 6 : 中和 | 4 6 : 洗浄 | |
| 1 7 : 塩化鉄の製造 | 3 7 : 油水分離 | 4 7 : 滅菌 | |
| 1 8 : 原材料に再生利用 | 3 8 : 固形化 | 4 8 : 消毒 | |
| 1 9 : その他再生利用 | 3 9 : その他中間処理 | 4 9 : 煮沸 | |
| | 4 0 : 保管 | | |

[参考]「1-2-4 サンプルデータを用いた処分実績報告の作成」 福岡県の様式への記入例

実績年度 年号	実績年度 (前年度を 入力のこと)	提出日_年 号	提出日_年	提出日_月	提出日_日	報告者住 所_都道府 県名	報告者住 所_市区町 村名	報告者住 所_町丁目 名	報告者名 (許可業者 名を入力 のこと)	電話番号	許可の種 類	許可番号	実績区分	産業廃棄 物種類_こ ード	産業廃棄 物種類_名 称	委託者_許 可番号	委託者_氏名 又は名称	委託者_住 所_都道府 県コード	委託者_住 所_市区村 コード	再委託の 有無	
R		7	R		8	6	**	福岡県	〇〇市	****	B社	****	2	****	安定型混合	3011		A社	**	**	



処分_処分 方法_コード	処分_処分 方法_名称	処分_処分 量	処分_処分 量_単位 コード	処分_処分 後量	処分_処分 後量_単位 コード	処分_住所 _都道府県 コード	処分_住所 _市区町 村コード	処理後廃棄物 の委託_許可 番号	処理後廃棄物 の委託_氏名 又は名称	処理後廃棄物 の委託_住所 _都道府県 コード	処理後廃棄物 の委託_住所 _市区町 村コード	処理後廃棄物 の委託_処分 方法_コード	処理後廃棄物 の委託_処分 方法_名称	処理後廃棄物 の委託_委託 量	処理後廃棄物 の委託_委託 量_単位 コード	再委託の 有無
107	破碎	850	3	850	3	**	****	****	C社	**	****	101	焼却	420	3	
						**	****	****	E社	**	****	800	再生利用	280	3	
						**	****	****	D社	**	****	001	埋立	150	3	
109	圧縮	170	3	170	3	**	****	****	F社	**	****	800	再生利用	3	3	



電子マニフェストデータ（再資源化等の情報）の処分方法コードをもとに、福岡県の処分方法コードから選択

コード名称		8. 処理・処分方法コード
分類	コード	コード名称
最終処分方法	001	埋立
	002	海洋投入
収集運搬	100	運搬・保管
	101	焼却
中間処理の方法	102	脱水
	103	天日乾燥
	104	乾燥
	105	油水分離
	106	中和
	107	破碎
	108	分級
	109	圧縮
	110	溶融固化
	111	切断
	112	焼成
	113	発酵
	114	選別
	115	コンクリート固型化
その他	116	溶解
	117	還元中和シアン分解
	500	その他の中間処理
	800	再生利用
	900	有償売却

- 2 処分業（中間処理）報告について（実績報告書第4号、記入例3参照）
 (注) 処分業報告には、他者から受託した処理の実績を記載してください。
 (自社処理分は記載しないでください。)
- ※1の「許可の年月日」及び「許可番号」は、許可証をよく確認のうえ、記入してください。
 - ※2の「廃棄物の種類」には、コード表②を参照して廃棄物ごとに記入してください。
 - ※3の「委託者」には、報告者に廃棄物の処理を委託した者（排出事業者又は中間処理業者）の「氏名又は名称」、「住所」及び「受託量」を記入してください。
 なお、「住所」は、福岡県内は市区町村名まで、福岡県外は都道府県名まで記入してください。
 ※6の「許可番号」は、委託者が処分業者（中間処理後の残渣の委託等）の場合のみ記入してください。
 - ※7、※8、※9の各「量」の欄は、必ず単位（t、m³、kg、ℓ）をつけて記入してください。（できるだけ「t」単位での記入をお願いします。）処分報告には、自社処理分の実績は記載しないでください。
 - ※4「処分」には、報告者の中間処理の状況について記入してください。
 「住所」欄…中間処理施設の所在地
 「処分方法」欄…焼却、破碎等処分方法
 「処分量」欄…処分方法ごとの処分量
 「処分後量」欄…処分方法ごとの処分後量
 - ※5「処理後廃棄物の委託」には、中間処理後の残渣を処分業者に委託した場合、その受託者についての「許可番号」、「氏名」、「住所」、「委託内容」及び「委託量」を記入してください。「委託内容」には、受託者の許可証に記載されている処分方法（有償売却を除く。）を記入してください。

[参考] 「1-2-4 サンプルデータを用いた処分実績報告の作成」 **横浜市**の様式への記入例 (1/1)

産業廃棄物処分業実績報告書(令和6年度)

横浜市長 山中 竹春

令和6年度の産業廃棄物の処分実績について、次のとおり報告します。

住所 **横浜市*******
B社
 氏名 **〇〇〇〇**
 許可番号 *********
 担当者連絡先
 氏名 **〇〇〇〇**
 TEL ***-*-**-******
 e-mail *******@****.co.jp**

処分量合計 **1.02** トン

産業廃棄物の種類	搬入元所在地	搬入量管理方法	重量	処分方法
混合廃棄物	〇〇県		0.85 t	破碎
混合廃棄物	〇〇県		0.17 t	圧縮

電子マニフェストデータ（再資源化等の情報）の処分方法コードをもとに、横浜市の処分方法コード（プルダウンメニュー）から選択

【処分方法のプルダウンメニュー】

- | | |
|-----------|----------------|
| 圧縮 | 選別 |
| 圧縮・切断 | 造粒固化 |
| 圧縮梱包 | 堆肥化 |
| 埋立 | 脱水 |
| 乾燥 | 中和 |
| 還元 | 中和・還元・不溶化 |
| 凝集沈澱 | 中和・混合 |
| 好気性分解 | 天日乾燥 |
| 混練 | 展開 |
| 混練・不溶化 | 破碎 |
| 再生 | 肥料化・飼料化 |
| 酸化 | 不溶化 |
| 飼料化 | 分解 |
| 湿式メタン発酵 | 分級 |
| 焼却 | 分級・造粒固化 |
| 蒸留 | 分離 |
| 切削 | 放電 |
| 切断 | 油水分離 |
| 洗浄 | 溶解 |
| 洗浄・分解・回収 | 熔融 |

産業廃棄物の中間処理後物搬出内容報告書(令和6年度)

横浜市長 山中 竹春

令和6年度の産業廃棄物の中間処理後物の搬出内容について、次のとおり報告します。

住所 **横浜市*******
B社
 氏名 **〇〇〇〇**
 許可番号 *********
 担当者連絡先
 氏名 **〇〇〇〇**
 TEL ***-*-**-******
 e-mail *******@****.co.jp**

搬出量合計 **0.88** トン

中間処理後物(産業廃棄物)の種類	搬出先所在地	搬出量 (t)	搬出先の処分内容
廃プラスチック類	〇〇県	0.42 t	焼却
廃プラスチック類	〇〇県	0.28 t	分級・造粒固化
金属くず	〇〇県	0.03 t	圧縮
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	〇〇県	0.15 t	埋立

1-3 電子マニフェストデータを用いた処分実績報告の提案

1-3-1 電子マニフェストデータによる処分実績報告の充足可能性

産業廃棄物の排出・処理状況の把握（廃棄物処理計画の基礎データ、環境省調査への対応）や産業廃棄物処理業者の監視・指導等に資する情報収集のため、都道府県・政令市が求めている行政報告等（処理実績報告、産廃実態調査アンケート等）のうち、産業廃棄物処分業者の処分実績報告は、電子マニフェストデータと重なる項目が多い。

項目追加後の電子マニフェストデータは下表の項目をカバーしており、産業廃棄物の委託処理状況に関しては、次ページに示す電子マニフェストデータを用いた処分実績報告の様式（案）で概ね把握可能と考えられる。また、項目追加後の電子マニフェストデータを用いて委員所属団体の処分実績報告様式の記入を試みたところ、次の項目以外は概ね把握できることが確認された。

- ・報告者における処理施設の状況： 処理能力、稼働日数・稼働時間、処分場の残余容量等
- ・再資源化物の引渡し先、売却単価
- ・産業廃棄物の保管量： 期首・期末の保管量（処理前、処理後）
- ・「処理後物の処理委託（2次処理）」と「再委託」の区分

表 1-5 電子マニフェストデータを用いた処分実績報告の構成（案）

凡例 **青字：項目追加により対応可能となる項目**

区分	処分実績報告の報告事項	対応する電子マニフェストデータ
報告者の名称・連絡先・許可番号等	住所	処分業者の住所（都道府県、市区町村、町域、詳細住所）
	名称 / 氏名	処分業者の名称、代表者の姓・名
	電話番号	処分業者の電話番号
	許可の区分	（処分業者・自治体の既知情報であり許可番号からも判別可能）
	許可番号	処分業者の許可番号（固有番号 6 桁）
廃棄物の種類	廃棄物分類コード	廃棄物の種類（分類コード）
	廃棄物種類名	廃棄物の種類（分類コードの上 4 桁から特定）
委託者（排出事業者）	1次2次区分	1次2次区分（委託者の許可番号有無からも判別可能）
	許可番号（委託者が処理業者の場合）	委託者である処理業者の許可番号（固有番号 6 桁）
	氏名又は名称	排出事業者の名称
	排出事業場の所在地（団体コード）	排出事業場の市区町村コード
	排出事業場の所在地	排出事業場の所在地（コードから特定）
	委託量	基準重量、基準重量の単位（名称）
	報告者（処分業者）における処分の状況	主たる処分方法（処分方法コード）
主たる処分方法（処分方法名）		主たる処分方法（コードから特定）
（処分方法ごとの）処分量		処分量、単位（名称）
処分事業場の所在地（団体コード）		処分事業場市区町村コード
処分事業場の所在地		処分事業場の所在地（都道府県・市区町村）
処理後物の種類（処理後物コード）		処理後物コード
処理後物の種類（処理後物名）		処理後物の種類（コードから特定）
処理後物量		処理後物量、単位（名称）
受託者（処理委託先）における処分の状況		許可番号
	氏名又は名称	処分業者の名称
	処分事業場の所在地（団体コード）	処分事業場の市区町村コード
	処分事業場の所在地	処分事業場の所在地（コードから特定）
	主たる処分方法（処分方法コード）	主たる処分方法（コード）
	主たる処分方法（処分方法名）	主たる処分方法（コードから特定）
	処理後物の種類（処理後物コード）	処理後物コード
	処理後物の種類（処理後物名）	処理後物の種類（コードから特定）
	処理後物量	処理後物量、単位（名称）

表 1-6 電子マニフェストデータ（「再資源化等の情報」追加後）を用いた処分実績報告の様式（案）

報告者の名 称・連絡先・ 許可番号等	住所	〇〇県□□市△△〇-〇-〇
	名称 / 氏名	B社
	電話番号	***-***-****
	許可の区分	産業廃棄物処分量（中間処理のみ）
	許可番号(固有番号)	*****

廃棄物の種類		委託者（排出事業者）						報告者（処分業者）における処分の状況							
廃棄物 分類コ ード	廃棄物 種類名	1次2次 区分	許可 番号	氏名又 は名称	排出事業場の所在地		委託量 (トン)	主たる処分方法		処分事業場の所在地		処分量 (トン)	処理後物の種類		
					市区町村 コード	市区町 村名		処分方 法コー ド	処分方 法名	市区町 村コー ド	市区町 村名		処理後 物コー ド	処理後物 種類名	処理後 物量 (トン)
21000	安定型混 合廃棄物	1次	-	A社	*****	〇〇県 □□市	7.0	121	破砕	*****	〇〇県 □□市	7.0	1060000	廃プラスチ ック類	2.8
													1060000	廃プラスチ ック類	4.2

下段の
表に続
く

23

受託者（処分委託先等）における処分の状況								
許可番号	氏名又 は名称	処分事業場の所在地		主たる処分方法		処理後物の種類		処理後物量 (トン)
		市区町村 コード	市区町村名	処分方法 コード	処分方法名	処理後物 コード	処理後物 種類名	
*****	C社	*****	〇〇県 □□市	133	成形・固化	2080103	燃料	2.8
*****	D社	*****	〇〇県 □□市	161	焼却	1010101	燃え殻	0.6

上段の表
から続く

1-3-2 処分実績報告の簡素化や一部代替の可能性について

(1) 産業廃棄物の委託処理状況の把握への利活用

処理業者の処理実績報告は、監視・指導への活用（個別処分業者の状況把握等）のほか統計データとしての活用（排出・処理状況の把握、廃棄物処理計画の目標達成状況の把握等）も想定される。

処分実績報告の統計データとしての活用に当たっては、重複を避けるため1次マニフェストと2次マニフェストを区分し、処理委託量を把握するためには1次マニフェストのみを集計するなど、集計対象とするデータの抽出を適切に行う必要がある。

(2) 産業廃棄物の排出・処理状況の全体像把握への利活用の方向性

都道府県の産業廃棄物実態調査では、産業廃棄物の排出・処理の流れを次の(1)~(3)に分けて、それぞれ算出・統合して全体像を把握している例が見られる。

- (1)自己処理量 …多量排出事業者が大半と想定し、多量排出事業者処理計画実施状況報告より集計
- (2)委託処理量 …産業廃棄物処理業者の処分及び運搬実績報告より集計
- (3)補足調査 …農業系・鉱業系廃棄物等は統計データを用いて推計（従来方式を踏襲）

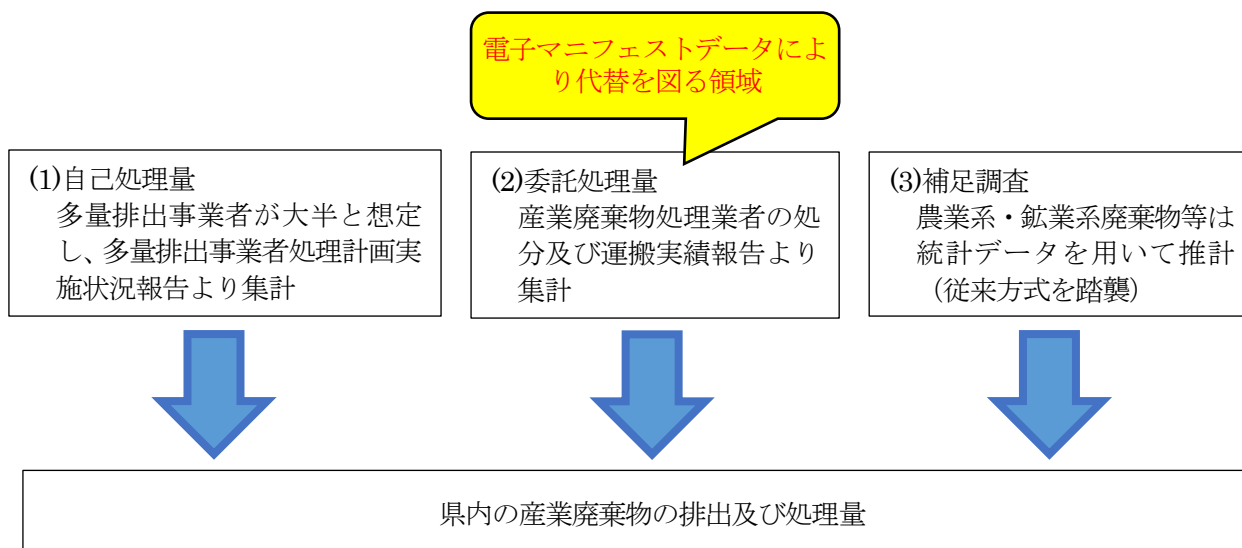


図 1-4 産業廃棄物の排出・処理量の推計方法の例

上記のうち、「(2)委託処理量」については項目追加後の電子マニフェストデータで概ね把握可能とみられ、「(1)自己処理量」及び「(3)補足調査」と組み合わせれば、産業廃棄物の排出・処理状況の全体像把握が可能となる。依然として紙マニフェスト分を拡大推計する方法は課題となるが、現状でも実績報告が100%収集されておらず、拡大推計により委託処理量が算出されていることから、本手法により全体像を把握することは可能と考える。

1-3-3 行政報告の簡素化・代替に向けた留意事項

処分実績報告の簡素化・代替の実現を図るためには、次のような点に留意が必要と考えられる。

(1) 分類区分の不整合等への対処方策に関する認識の擦り合わせ

委員所属団体における処分実績報告の報告事項の把握・記入を試行した結果、次の2つの点で擦り合わせが必要なケースが見られた。

- ①処理施設と処分方法の分類区分の擦り合わせ
- ②廃棄物種類の分類区分（混合廃棄物の取扱い等）に関する擦り合わせ

なお、再資源化物の種類については、委員所属団体の処分実績報告では処分後に生じる再資源化物の種類を求める様式は見当たらず、電子マニフェストデータ（再資源化等の情報）に含まれる「処理後物の種類」の情報があれば対応可能と考えられる。

(2) データ品質の確保

任意入力された「再資源化等の情報」等を踏まえ、現行の電子マニフェストの入力状況（任意項目の入力状況、誤入力等のパターンや頻度等）を勘案し、電子マニフェストデータ利活用の支障となりかねない異常値を防ぐ方策（処分業者への周知、システム上の対応等）を講じる。

なお、任意入力された再資源化等の情報を含む2026年5月～8月の電子マニフェストデータでは、誤入力が疑われる例として次のようなパターンが見られた。

- ・単位の誤り …… 処理後物量が処分量の1000倍（t単位とkg単位の混在）
- ・減量化率に違和感があるもの …… 焼却しても減量化率0%、最終処分で減量化率50% 等
- ・処分方法と処理後物の組合せに違和感のあるもの …… 廃プラスチック類を焼却した処理後物も廃プラスチック類 等

(3) 簡素化・代替に向けたその他留意事項への対応

行政報告の簡素化や一部代替を実現するためには、産業廃棄物の排出・処理状況に関する従来の把握・推計方法からの連続性の確保や経過措置、従来の行政報告等に係る根拠規定の改正等の課題が見込まれる。

2. 都道府県・政令市等における電子マニフェスト BI ツールの利活用方策の提案

2-1 地方公共団体向け情報提供ツールの概要及び利用状況

2-1-1 地方公共団体向け情報提供ツールの概要

地方公共団体向け電子マニフェスト情報提供ツールとして、電子マニフェスト BI ツール（以下「BI ツール」という。）と LG サポートがある。それぞれの概要を下表に示す。

電子マニフェストの項目追加に伴い、BI ツールには追加項目の情報（再資源化等の情報）が加わり、提供されるレポートの内容が拡充される見通しである。

表 2-1 地方公共団体向け情報提供ツールの概要

サービス名	機能の概要											
電子マニフェスト BI ツール	<p>電子マニフェストシステム（JWNET）に登録・報告されたデータをもとに、産業廃棄物の委託・受入・運搬・処分等の状況について、産業廃棄物の種類、排出事業者の業種、排出元や運搬先の地域等を切り口として、簡易な操作で可視化できるシステム。地方公共団体における政策立案や監視・指導に役立てることを目的とし、令和4年2月より産業廃棄物行政を所管する地方公共団体に提供している。</p> <p>[電子マニフェスト BI ツールのレポート]</p> <table border="1" data-bbox="475 1003 1398 1384"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>レポート名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">統計データとしての活用を想定したレポート</td> <td>001. 委託量・処理量レポート</td> </tr> <tr> <td>002. 流入・流出指標レポート</td> </tr> <tr> <td>003. 移動量レポート</td> </tr> <tr> <td>004. 処理・運搬日数レポート</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">監視・指導への活用を想定したレポート</td> <td>101. 排出事業者別委託量レポート</td> </tr> <tr> <td>102. 多量排出事業場確認レポート</td> </tr> <tr> <td>103. 処分業者別実績レポート</td> </tr> </tbody> </table>	類型	レポート名	統計データとしての活用を想定したレポート	001. 委託量・処理量レポート	002. 流入・流出指標レポート	003. 移動量レポート	004. 処理・運搬日数レポート	監視・指導への活用を想定したレポート	101. 排出事業者別委託量レポート	102. 多量排出事業場確認レポート	103. 処分業者別実績レポート
類型	レポート名											
統計データとしての活用を想定したレポート	001. 委託量・処理量レポート											
	002. 流入・流出指標レポート											
	003. 移動量レポート											
	004. 処理・運搬日数レポート											
監視・指導への活用を想定したレポート	101. 排出事業者別委託量レポート											
	102. 多量排出事業場確認レポート											
	103. 処分業者別実績レポート											
電子マニフェスト LG サポート (地方公共団体支援サービス)	<p>電子マニフェストを利用して排出事業者が登録した廃棄物処理情報や、処理業者が報告した運搬・処分の状況に関する情報、電子マニフェスト情報を集計した統計情報等をダウンロードできる地方公共団体向けのサービス。</p> <p>[電子マニフェスト LG サポートのメニュー]</p> <table border="1" data-bbox="475 1664 1398 1951"> <tbody> <tr> <td>(1) 廃棄物処理法第18条第1項に基づくマニフェスト情報の報告徴収</td> </tr> <tr> <td>(2) 報告期限切れの電子マニフェスト情報の抽出・確認</td> </tr> <tr> <td>(3) 不適正なマニフェスト情報の照会</td> </tr> <tr> <td>(4) 電子マニフェスト登録等状況報告のダウンロード</td> </tr> <tr> <td>(5) 統計処理した電子マニフェスト情報のダウンロード</td> </tr> <tr> <td>(6) 電子マニフェスト加入者の確認</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 廃棄物処理法第18条第1項に基づくマニフェスト情報の報告徴収	(2) 報告期限切れの電子マニフェスト情報の抽出・確認	(3) 不適正なマニフェスト情報の照会	(4) 電子マニフェスト登録等状況報告のダウンロード	(5) 統計処理した電子マニフェスト情報のダウンロード	(6) 電子マニフェスト加入者の確認					
(1) 廃棄物処理法第18条第1項に基づくマニフェスト情報の報告徴収												
(2) 報告期限切れの電子マニフェスト情報の抽出・確認												
(3) 不適正なマニフェスト情報の照会												
(4) 電子マニフェスト登録等状況報告のダウンロード												
(5) 統計処理した電子マニフェスト情報のダウンロード												
(6) 電子マニフェスト加入者の確認												

2-1-2 現行の地方公共団体向け情報提供ツールの利用状況

令和6年度に実施した都道府県・政令市アンケート調査結果によると、BI ツール、LG サポート、それぞれの利用及び関心の状況は以下のとおり。

地方公共団体向け情報提供ツールのうち BI ツールは、現状では「利用したことがある」比率が低いものの、今後は電子マニフェストの項目追加に伴って内容の拡充が見込まれるため、利活用促進の必要性が高いものと考えられる。

次ページ以降では、BI ツールを対象として、項目追加に伴う拡充の見通しと、想定される利活用用途について整理する。

(1) 電子マニフェスト BI ツールの利用状況

現在提供されている定型レポートにおける、都道府県・政令市アンケート調査からみた「利用したことがある比率」及び「関心がある比率」は下図のとおり。一定程度の関心が示されているが、現状では実際に利用したことがある比率は低い。

表 2-2 電子マニフェスト BI ツールの利用状況・関心

類型	レポート名	利用したことがある	関心がある
統計データとしての活用を想定したレポート	001 委託量・処理量レポート	15%	40%
	002 流入・流出指標レポート	4%	26%
	003 移動量レポート	5%	23%
	004 処理・運搬日数レポート	0%	16%
監視・指導への活用を想定しているレポート	101 排出事業者別委託量レポート	11%	45%
	102 多量排出事業場確認レポート	8%	48%
	103 処理業者別実績レポート	4%	38%

(2) 地方公共団体支援サービス (LG サポート) の利用状況

現在提供されているメニューにおける、都道府県・政令市アンケート調査からみた「利用したことがある比率」及び「関心がある比率」は下図のとおり。BI ツールと比べて利用したことがある比率は高く、特に電子マニフェスト情報や電子マニフェスト登録等状況報告などのダウンロード機能の利用率が高いように見受けられる。

表 2-3 LG サポートの利用状況・関心

類型	メニュー	利用したことがある	関心がある
電子マニフェスト情報	報告依頼	71%	42%
期限切れ情報	報告依頼	29%	40%
電子マニフェスト登録等状況報告	ダウンロード, 報告用データ抽出申込	73%	29%
統計情報	統計表ダウンロード	19%	42%
加入者管理	加入者照会	48%	37%

2-2 電子マニフェストの項目追加に伴う BI ツールレポート拡充の見通し

2-2-1 電子マニフェスト BI ツールの機能拡充の方向性

電子マニフェストの項目追加に伴い、追加項目を活かした機能拡充を検討している。

表 2-4 電子マニフェスト BI ツール定型レポートの拡充計画（プロトタイプ検討中）

凡例 青字： プロトタイプ検討中のレポート

類型	現行レポート名	拡充の方向性（プロトタイプ検討中）
統計データとしての活用を想定したレポート	001. 委託量・処理量レポート	001.委託量・処理量・再資源化量
	002. 流入・流出指標レポート	002.処分方法別の流入・流出指標
	003. 移動量レポート	003.移動量（再資源化量含む）
	004. 処理・運搬日数レポート	004.処理・運搬日数・最終処分終了までの日数
		005.中間処理後物量 【新規】
		006.委託処理フロー作成支援 【新規】
監視・指導への活用を想定したレポート	101. 排出事業者別委託量レポート	101.排出事業者別委託量（廃棄物種類ごと・処分方法ごとの委託量）
	102. 多量排出事業場確認レポート	102.多量排出事業場確認（再資源化量含む）
	103. 処分業者別実績レポート	103.処分業者別実績（廃棄物種類ごと・処分方法ごとの搬入量）
		104.収集運搬業者別実績 【新規】
		105.委託処理フロー作成支援（個社）【新規】
		106.処分実績報告作成支援 【新規】

(1) 統計データとしての利活用のイメージ

① 処分方法ごとの委託処理量の把握（BI ツールのレポート 001、002 等に相当）

電子マニフェスト項目の追加により、該当する電子マニフェストデータを用い、産業廃棄物委託量の処分方法別の内訳を算出・図示することができるようになる。

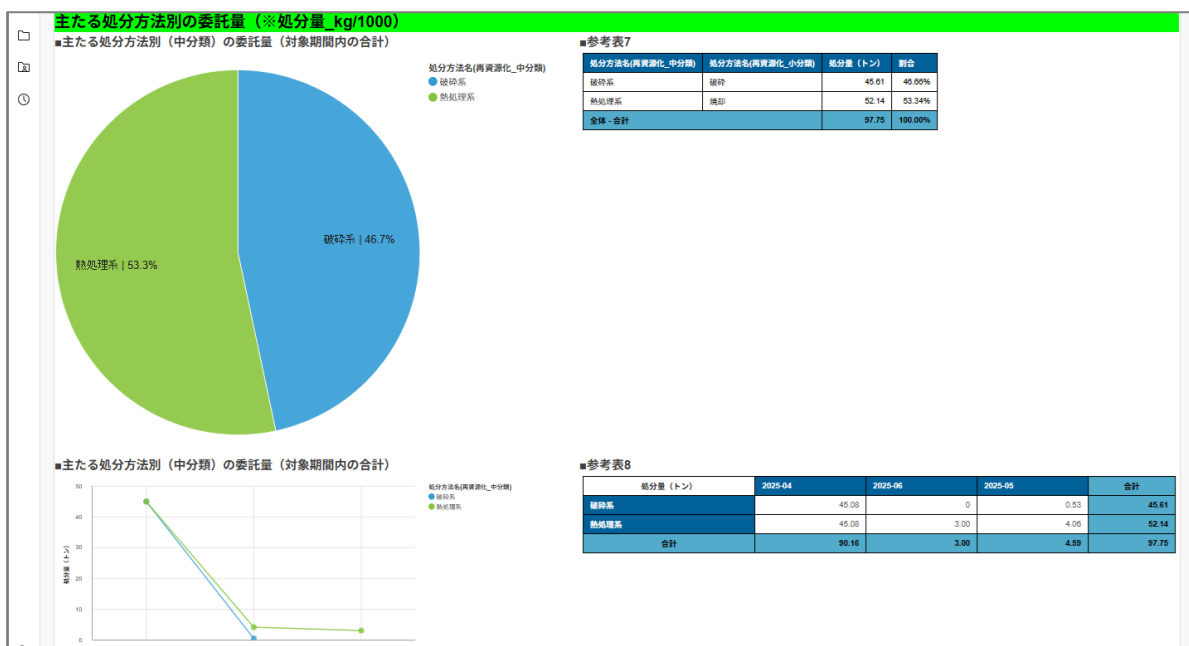


図 2-1 廃プラスチック類の処分方法別の処理委託量の表示例

② 廃棄物処理後に生じる再資源化物の種類・量の把握（新レポート005）

電子マニフェスト項目の追加により、産業廃棄物の処理により生じる再資源化物の種類ごとの量を算出・図示することができるようになる。

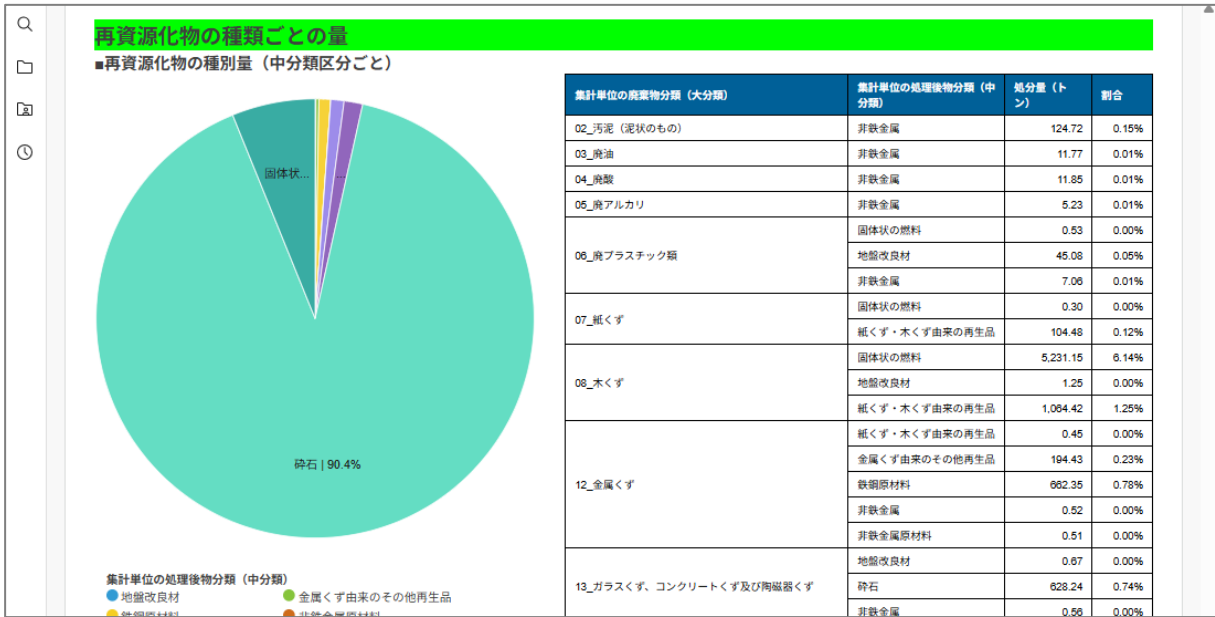


図 2-2 廃棄物処理後に生じる再資源化物の種類ごとの量の表示例

③ 産業廃棄物の委託処理フローの把握（新レポート006）

電子マニフェスト項目の追加により、産業廃棄物の委託処理フローにおける各項目の値を算出し提供することができるようになる。

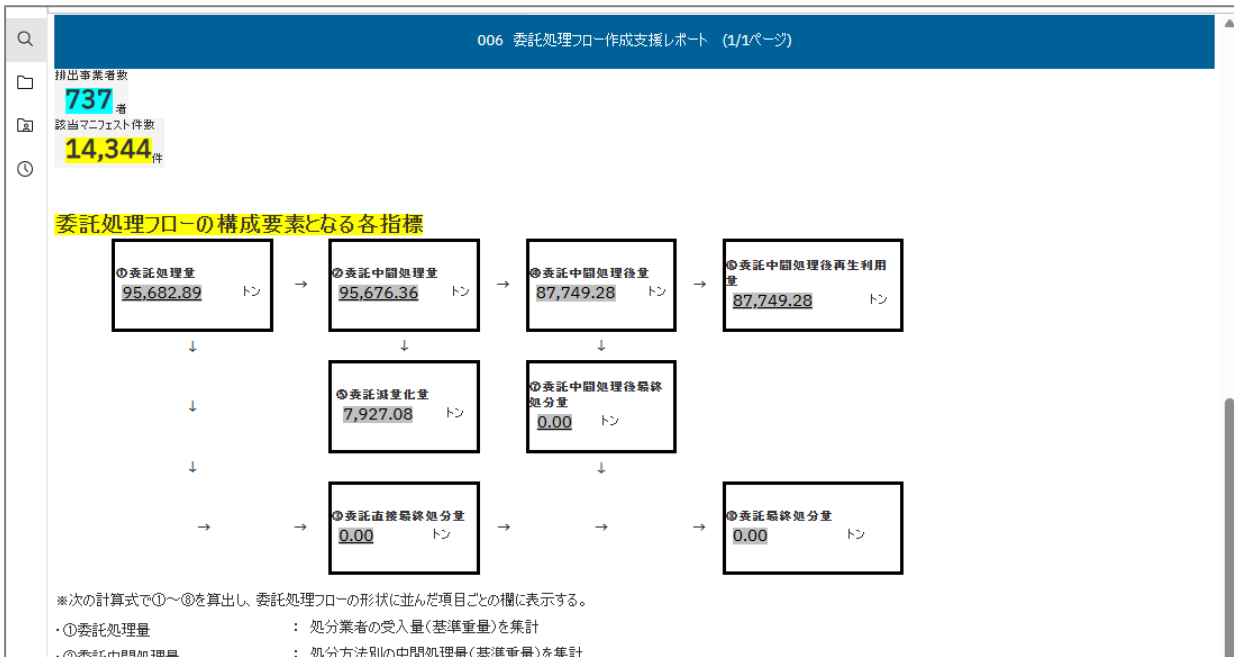


図 2-3 産業廃棄物の排出・処理フローの表示例

(2) 監視・指導への利活用のイメージ

① 排出事業場ごとの処理委託状況の把握 (BI ツールのレポート 101 に相当)

電子マニフェスト項目の追加により、委託先における処分方法ごとの処分量等を把握することができるようになる。

※閲覧できる排出事業場は都道府県・政令市ごとの管轄区域内に立地するもののみ

処分業者名称	廃棄物の種類	処分方法	処分量 (トン)
処理C株式会社	08_木くず	破砕系	4.56
	12_金属くず	破砕系	1.09
	13_ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕系	7.8
	15_がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	破砕系	41.8

図 2-4 排出事業者ごとの処理委託状況の表示例

② 処分事業場ごとの処理状況の把握 (BI ツールのレポート 103 に相当)

電子マニフェスト項目の追加により、処分方法ごとの処理量や、中間処理後に生じる再資源化物の量 (再生利用量) 等を把握することができるようになる。

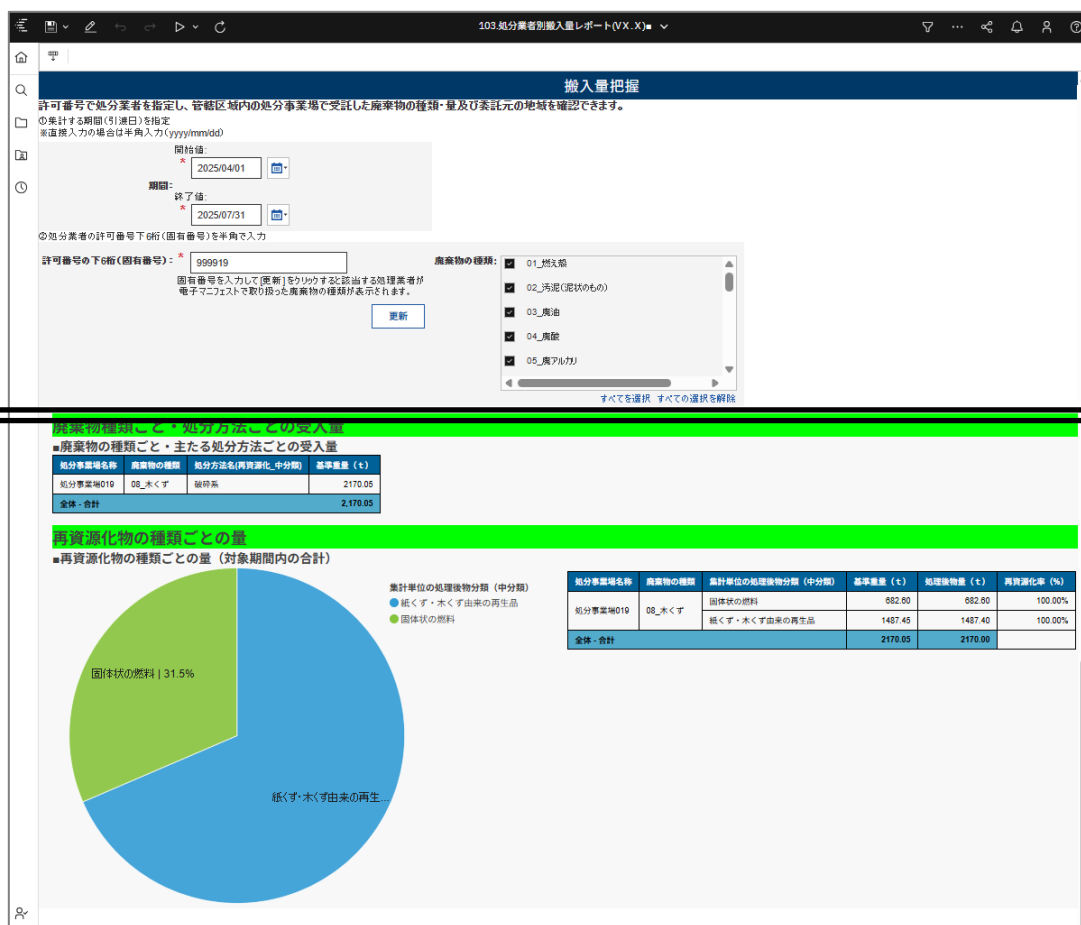


図 2-5 処分事業者ごとの処理状況の表示例

2-2-2 項目追加に伴う BI ツールレポートの拡充予定

電子マニフェストの項目追加に伴い、追加項目を活かしたレポートの拡充を検討している。

表 2-5 電子マニフェスト BI ツールのレポート（拡充版）

凡例 青字： 項目追加により新たに可能となる内容

黄色マーカー： 委員意見・要望に対応する既存機能

下線： 委員意見・要望に対応する新規機能

類型	レポート名	拡充版レポート（プロトタイプ開発中）の概要
統計データとしての活用を想定したレポート	001. 委託量・処理量レポート	<p>指定した条件（対象期間、排出元所在地、廃棄物種類、排出業種、<u>主たる処分方法</u>、マニフェスト区分）に該当する廃棄物の委託量・受入量を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託量： <u>廃棄物の種類別</u>、排出事業者の業種別、<u>主たる処分方法別</u>、排出事業場の都道府県別、それぞれの<u>月次推移</u>、排出事業場の市区町村別マップ 受入量： <u>廃棄物の種類別</u>、排出事業者の業種別、<u>主たる処分方法別</u>、処分事業場の都道府県別、それぞれの<u>月次推移</u>、処分事業場の市区町村別マップ
	002. 流入・流出指標レポート	<p>指定した条件（対象期間、排出元所在地、廃棄物種類、排出業種、マニフェスト区分）に該当する廃棄物の域内・域外への委託量、域外からの搬入量等を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>域内・域外への委託量</u>： <u>主たる処分方法別</u> <u>域外からの搬入量</u>： <u>主たる処分方法別</u> 域内処理量/率、域外処理量/率、産廃処理集約率（※） <p>※ 産廃処理集約率＝（域外からの搬入量－域外への搬出量）/ 地域内の委託量</p>
	003. 移動量レポート	<p>指定した条件（対象期間、排出元所在地、移動先所在地、廃棄物種類、排出業種、<u>主たる処分方法</u>、マニフェスト区分）に該当する廃棄物の地域間移動量を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間処理の移動量： <u>廃棄物の種類別</u>、排出事業者の業種別、<u>主たる処分方法別</u>、種類別・業種別・<u>主たる処分方法別</u>、移動元・移動先の地域別マップ 最終処分の移動量： <u>廃棄物の種類別</u>、排出事業者の業種別、<u>主たる処分方法別</u>、種類別・業種別・<u>主たる処分方法別</u>、移動元・移動先の地域別マップ
	004. 処理・運搬日数レポート	<p>指定した条件（対象期間、排出元所在地、廃棄物種類、排出業種）に該当する廃棄物の運搬日数・処理日数の状況を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運搬日数（引渡し日と運搬終了日の差）： <u>廃棄物の種類別</u>のばらつき、排出事業者の業種別のばらつき、<u>主たる処分方法別</u>のばらつき、種類別・業種別・<u>主たる処分方法別</u>の中央値、運搬日数の<u>月次推移</u> 処理日数（運搬終了日と処分終了日の差）： <u>廃棄物の種類別</u>のばらつき、排出事業者の業種別のばらつき、種類別・業種別の中央値、処理日数の<u>月次推移</u>
	005. 中間処理後物レポート【新規】	<p><u>指定した条件（対象期間、排出元所在地、廃棄物種類、排出業種、マニフェスト区分）に該当する処理後物（再資源化物、中間処理後廃棄物）の量等</u>を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理後物量： <u>廃棄物の種類別</u>、排出事業者の業種別、<u>主たる処分方法別</u>、<u>処理後物の種類別</u>

類型	レポート名	拡充版レポート（プロトタイプ開発中）の概要
	006. 委託処理フロー作成支援レポート【新規】	<p><u>指定した条件（対象期間、排出元所在地、廃棄物種類、排出業種、マニフェスト区分）に該当する廃棄物の委託処理フローを示す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 委託処理フローの構成要素となる各指標： ①委託処理量、②委託中間処理量、③委託直接最終処分量、④委託中間処理後量、⑤委託減量化量、⑥委託中間処理後再生利用量、⑦委託中間処理後最終処分量、⑧委託最終処分量
監視・指導への活用を想定したレポート	101. 排出事業者別委託量レポート	<p>排出事業者名・排出事業場名を特定し、指定した条件（対象期間、廃棄物種類）に該当する廃棄物の運搬委託量、処分委託量を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運搬委託量：廃棄物の種類別、主たる処分方法別、それぞれの月次推移、委託先業者別一覧表 処分委託量：廃棄物の種類別、主たる処分方法別、それぞれの月次推移、委託先業者別・種類別・主たる処分方法別一覧表
	102. 多量排出事業場確認レポート	<p>指定した条件（対象期間、排出元所在地、廃棄物種類、排出業種、閾値）に該当する事業者・事業場（多量排出事業場）を抽出し、次の事項を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 条件に該当する事業者・事業場の名称、事業場所在地、業種（大分類、中分類）、処分委託量、再資源化物量
	103. 処分業者別実績レポート	<p>許可番号（固有番号）で処分業者を指定し、対象期間中の受入量等を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該処分業者の受入量： 処分事業場別・廃棄物の種類別、排出事業場の地域別（都道府県・政令市）、廃棄物の種類別・主たる処分方法別 当該処分業者の委託量： 処理後物（廃棄物）の委託先ごとの委託量（検討中）
	104. 収集運搬業者別実績レポート【新規】	<p>許可番号（固有番号）で収集運搬業者を指定し、対象期間中の収集運搬量を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該収集運搬業者の収集運搬量：廃棄物の種類別、排出事業場の地域別（都道府県・政令市）
	105. 委託処理フロー作成支援レポート【新規】	<p><u>排出事業者名を特定し、指定した条件（対象期間、排出元所在地、廃棄物種類、排出業種、マニフェスト区分）に該当する委託処理フローを示す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該排出事業者の委託処理フローの構成要素となる各指標： ①委託処理量、②委託中間処理量、③委託直接最終処分量、④委託中間処理後量、⑤委託減量化量、⑥委託中間処理後再生利用量、⑦委託中間処理後最終処分量、⑧委託最終処分量
	106. 処分実績報告作成支援レポート【新規】	<p><u>許可番号（固有番号）で処分業者を指定し、対象期間中の処分実績報告（電子マニフェストデータを用いた処分実績報告様式（案））の報告事項を示す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>委託者（排出事業者）の氏名又は名称、所在地、委託量</u> <u>報告者（処分業者）の主たる処分方法、所在地、処分量、処理後物の種類・量</u> <u>受託者（処分委託先）の氏名又は名称、所在地、主たる処分方法、処理後物の種類・量</u>

2-3 拡充後のBIツールレポートの利活用用途等

2-3-1 BIツールレポート（拡充版）の想定用途

BIツールレポート（拡充版）は、「統計データとしての活用を想定したレポート」（001～006）と「監視・指導への活用を想定したレポート」（101～105）に大別される。

ここでいう「統計データとしての活用」、「監視・指導への活用」をそれぞれ分けて考えると、BIツールレポート（拡充版）は下表の想定用途・ニーズに応え得るものと考えられる。

下表のうち、**青字部分**は、電子マニフェストの項目追加により可能となる用途であり、都道府県・政令市における今後の利用拡大が期待される。

表 2-6 電子マニフェストBIツールレポート（拡充版）の想定用途

凡例 青字： レポート拡充により対応可能と見込まれるニーズ

想定用途	BIツールレポート（拡充版）が応え得るニーズ（例）
1 所管区域内における産業廃棄物の排出・処理状況の把握 ・国（環境省）の調査への対応 ・廃棄物処理計画の策定・進行管理 等	(1) 産業廃棄物の委託量や受入量の状況を把握したい
	(2) 産業廃棄物の再資源化量や最終処分量の状況を把握したい（廃棄物処理計画の目標達成状況を把握したい等）
	(3) 産業廃棄物の委託処理フローを把握したい
2 域外からの搬入、域外への搬出の状況の把握	(1) 域外からの搬入状況、域外への搬出状況を把握したい
	(2) 特定の地域間における廃棄物の移動状況を把握したい
3 排出事業者の監視・指導のための参考情報の収集	(1) 監視・指導の必要性の高い排出事業者（立入検査候補等）を抽出したい
	(2) 特定の排出事業者（立入検査候補等）における処理委託の状況を把握したい
	(3) 特定の排出事業者（立入検査候補等）の委託処理フローを把握したい
4 処理業者の監視・指導のための参考情報の収集	(1) 監視・指導の必要性の高い領域を抽出したい
	(2) 特定の処理業者における処理の状況を把握したい

2-3-2 BI ツールレポート（拡充版）の利活用イメージ

本年度委員会において、「利活用事例がある」または「ニーズがある」旨の委員意見・要望があったBI ツールレポート以下のとおり。これらレポートの利活用イメージを次ページ以降に示す。

【委員意見・要望に対応する既存機能】

✓委託処理量等に関する時系列推移の可視化

⇒ 「001. 委託量・処理量レポート」、「004. 処理・運搬日数 レポート」、「101. 排出事業者別委託量レポート」

✓域外から域内、域内から域外への産業廃棄物の移動量・処分量の実績把握

⇒ 「002. 流入・流出指標レポート」

✓多量排出事業者の報告義務者の確認・判断

⇒ 「102. 多量排出事業場確認レポート」

✓排出事業者と処理業者のつながりの可視化

⇒ 「101. 排出事業者別委託量レポート」、「103. 処分業者別実績レポート」（新規機能追加検討中）

【委員意見・要望に対応する新規機能（排出・処理状況の把握に資する機能）】

✓中間処理後に生じる処理後物（再資源化物、中間処理後廃棄物）の状況把握

⇒ 「005. 中間処理後物レポート【新規】」

✓廃棄物種類ごとの委託処理フローの作成

⇒ 「006. 委託処理フロー作成支援レポート【新規】」、「105. 委託処理フロー作成支援レポート【新規】」

(1) 委託処理量等に関する時系列推移の可視化

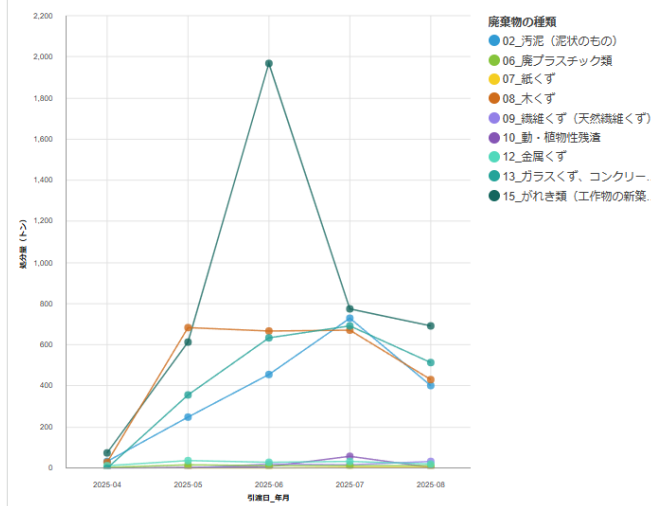
① 産業廃棄物の委託量や受入量の時系列推移を把握したい

⇒ 「001 委託量・処理量レポート」により、廃棄物の種類別、排出事業者の業種別、主たる処分方法別、排出元又は受入先の地域別に、産業廃棄物の委託量及び受入量を算出・図示することができる。

次の条件で抽出した電子マニフェストデータによるレポートの一部を例示する。

- ・期間： 2025/04/01～2025/08/31
- ・排出元の所在地： 南関東（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
- ・廃棄物の種類： 産業廃棄物 大分類（19分類）
- ・排出事業者の業種： 日本標準産業分類 大分類
- ・主たる処分方法： 処分方法コード 全種類
- ・マニフェストの区分： 1次

■廃棄物の種類別委託量（対象期間内の月別推移）

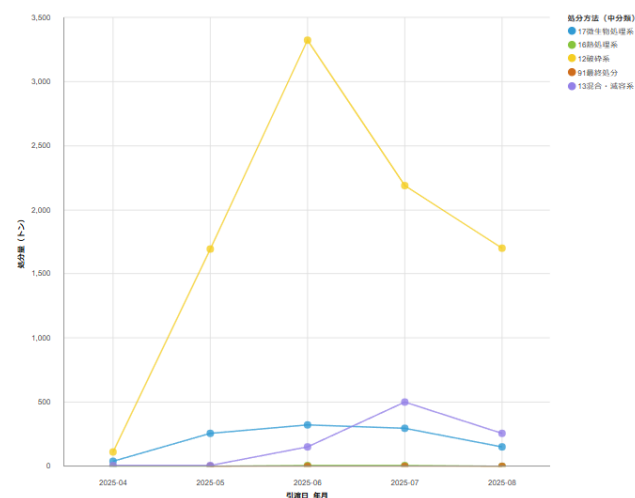


■参考表2

処分量 (トン)	2025-04	2025-05	2025-06	2025-07	2025-08	合計
02_汚泥 (泥状のもの)	34.78	249.68	456.16	727.57	400.59	1,868.78
06_廃プラスチック類	6.10	15.00	12.08	12.30	10.41	55.89
07_紙くず	0	0.09	0.09	2.59	2.46	5.23
08_木くず	27.67	682.49	667.53	672.04	432.33	2,462.26
09_繊維くず (天然繊維くず)	0	0.06	22.05	17.60	34.06	73.77
10_動・植物性残渣	1.96	6.20	8.84	59.28	5.66	81.94
12_金属くず	12.00	38.35	29.81	33.56	19.42	133.14
13_ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.22	357.13	634.69	692.46	512.95	2,197.45
15_がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	74.00	613.53	1,967.62	773.20	682.67	4,121.02
合計	156.93	1,962.53	3,798.87	2,990.60	2,110.55	11,019.48

図 2-6 廃棄物種類別の委託量（対象期間内の合計）の表示例

■主たる処分方法別（中分類）委託量（対象期間内の合計）



■参考表8

処分量 (トン)	2025-04	2025-05	2025-06	2025-07	2025-08	合計
12焼却系	111.39	1,694.19	3,321.93	2,188.41	1,698.63	9,014.55
13混合・減容系	5.64	9.27	151.89	501.35	257.00	925.15
16熱処理系	3.16	2.86	4.65	4.14	1.05	15.86
17微生物処理系	36.74	255.88	319.80	296.14	153.65	1,062.21
91最終処分	0	0.33	0.60	0.56	0.22	1.71
合計	156.93	1,962.53	3,798.87	2,990.60	2,110.55	11,019.48

図 2-7 主たる処分方法別の委託量（対象期間内の月次推移）の表示例

② 排出事業者別にみた委託量の時系列推移を把握したい

⇒ 「101. 排出事業者別委託量レポート」により、排出事業者別・委託先処理業者別にみた委託量の時系列推移を把握することができる。

次の条件で抽出した電子マニフェストデータによるレポートの一部を例示する。

- ・期間： 2025/04/01～2025/08/31
- ・排出事業者： 建設業A社
- ・廃棄物の種類： 産業廃棄物 大分類（19分類）

■廃棄物の種類ごとの委託量の月次推移

廃棄物の種類

- 02_汚泥（泥状のもの）
- 13_ガラスくず、コンクリー...
- 15_がれき類（工作物の新築...

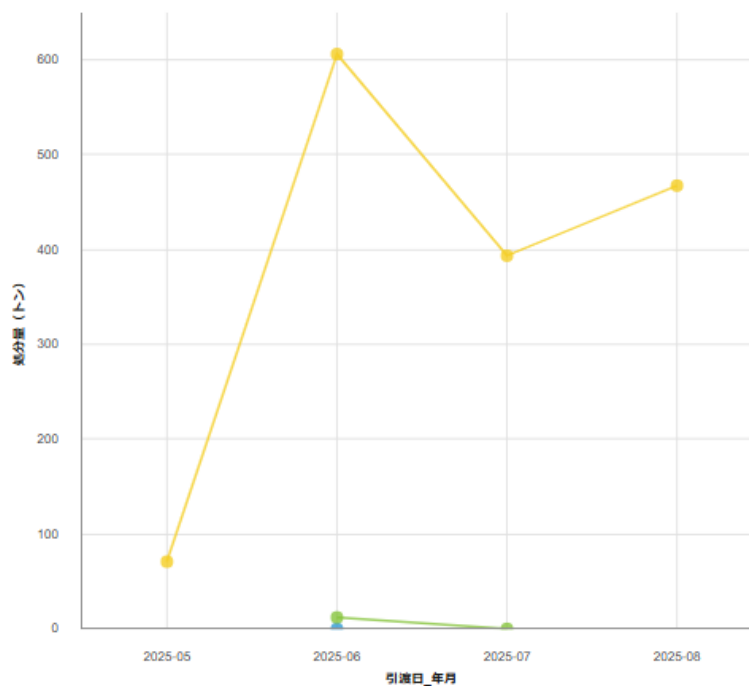


図 2-8 排出事業者別にみた委託量の時系列推移の表示例

(2) 域外から域内、域内から域外への産業廃棄物の移動量・処分量の実績把握

① 域外からの搬入状況、域外への搬出状況を把握したい

⇒ 「002. 流入・流出指標 レポート」により、主たる処分方法別に、域外からの搬入量、域外への搬出量を把握することができる。 …… **利活用事例あり**

※ 廃棄物の種類（産業廃棄物 大分類）、排出事業者の業種（日本標準産業分類 大分類）等を絞り込んで移動状況を把握することも可能。

次の条件で抽出した電子マニフェストデータによるレポートの一部を例示する。

- ・期間： 2025/04/01～2025/08/31
- ・排出元の所在地： 東京都（八王子市を含む）
- ・廃棄物の種類： 産業廃棄物 大分類（19分類）
- ・排出事業者の業種： 日本標準産業分類 大分類
- ・マニフェストの区分： 1次

表 2-7 域外からの産業廃棄物の搬入量、域外への産業廃棄物の搬出量の表示例

■対象地域内・対象地域外への委託量（主たる処分方法（中+小分類）ごと）

処分方法名(再資源化_中分類)	処分方法名(再資源化_小分類)	産廃委託総量 (トン) 【①】	産廃域内処理		産廃域外処理		産廃処理集約率	
			産廃地域内業者委託量(トン) 【②】	産廃域内処理率 【②÷①】	産廃地域外業者委託量(トン) 【③】	産廃域外処理率 【③÷①】	地域外からの搬入量(トン) 【④】	産廃処理集約率 【(④-③)÷①】
		155	96	61.8%	59	38.2%	59	0.0%
12破砕系	121破砕	152.08	93.08	61.20%	59.00	38.80%	59.00	0.00%
13混合・減容系	135固型化	2.42	2.42	100.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%

② 特定の地域間における廃棄物の移動状況を把握したい

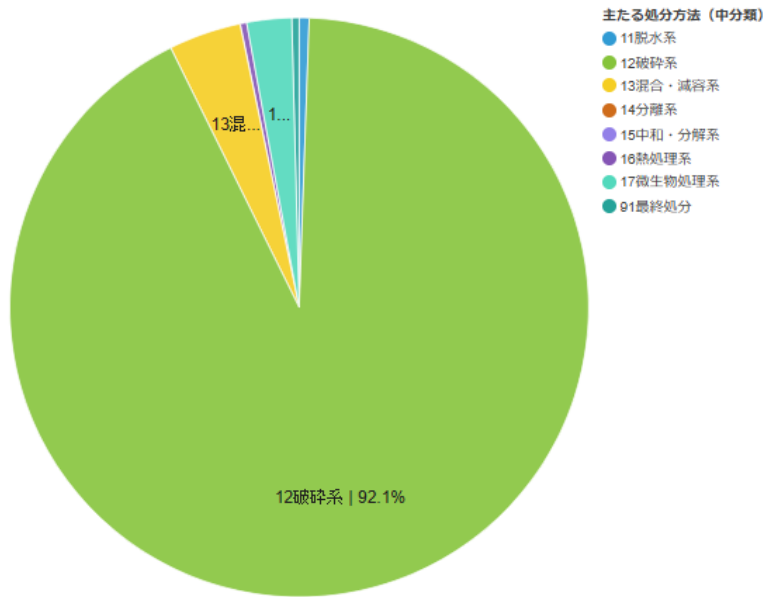
⇒ 「003. 移動量レポート」により、移動元地域と移動先地域を指定して、廃棄物の種類別、排出事業者の業種別、主たる処分方法別に、中間処理の移動量及び最終処分の移動量を把握することができる。

※ 廃棄物の種類（産業廃棄物 大分類）、排出事業者の業種（日本標準産業分類 大分類）等を絞り込んで移動状況を把握することも可能。

次の条件で抽出した電子マニフェストデータによるレポートの一部を例示する。

- ・期間： 2025/04/01～2025/08/31
- ・移動元の所在地： 全国（地域ブロック・都道府県単位で絞り込み可能とする予定）
- ・移動先の所在地： 全国（地域ブロック・都道府県単位で絞り込み可能とする予定）
- ・廃棄物の種類： 産業廃棄物 大分類（19分類）
- ・排出事業者の業種： 日本標準産業分類 大分類
- ・主たる処分方法： 処分方法コード 全種類
- ・マニフェストの区分： 1次

■中間処理の移動量（主たる処分方法別の対象期間内の合計）



■参考表5

主たる処分方法（中分類）	処分量（トン）	割合
11脱水系	712.29	0.56%
12破砕系	117,806.84	92.12%
13混合・減容系	5,160.00	4.04%
14分離系	18.67	0.01%
15中和・分解系	12.28	0.01%
16熱処理系	456.56	0.38%
17微生物処理系	3,187.74	2.49%
91最終処分	526.19	0.41%
全体・合計	127,878.57	100.00%

図 2-9 中間処理の移動量（主たる処分方法別）の表示例

(3) 多量排出事業者の報告義務者の確認・判断

① 多量排出事業者が漏れなく処理計画及び実施状況報告を提出しているか確認したい

⇒ 「レポート 102 多量排出事業場確認レポート」により、所管区域内の排出事業者・排出事業場のうち、多量排出事業者に該当する事業場を抽出することができる。 … 利活用事例あり

電子マニフェストデータの抽出条件

- ・期間： 開始日と終了日を指定
- ・排出元の所在地： 地域ブロック・都道府県・政令市から選択
- ・閾値： 廃棄物処理法に基づく規模要件（普通産廃 1000 トン、特管産廃 50 トン）のほか、自治体ごとの規模要件、その他任意の閾値を設定して抽出可能
- ・廃棄物の種類： 産業廃棄物 大分類（19 分類）
- ・排出事業者の業種： 日本標準産業分類 大分類

表 2-8 処理委託量が閾値を上回る排出事業者・排出事業場の表示形式

排出事業者名称 排出事業者数:○件	排出事業場名称 排出事業場数:○件	排出事業 場所在地	業種 (大分類)	業種 (中分類)	処分量 (トン)	再資源化 物量(トン)

(4) 排出事業者と処理業者のつながりの可視化

① 特定の排出事業者の処理委託先を把握したい

⇒ 「101. 排出事業者別委託量レポート」により、所管区域内の排出事業者・事業場を指定して、委託先別、廃棄物の種類別、主たる処分方法別に、運搬委託量及び処分委託量を把握することができる。

次の条件で抽出した電子マニフェストデータによるレポートの一部を（個社名は伏せて）例示する。

- ・期間： 2025/04/01～2025/08/31
- ・排出事業者名： 事業者名（一部でも可）で検索し、候補から選択
- ・排出事業場名： 候補から選択
- ・廃棄物の種類： JWNETの廃棄物分類コード（大分類）で絞込み可能

表 2-9 委託先業者別・廃棄物種類別の処分委託量の表示例

処分業者名称	廃棄物の種類	処分方法 (中分類)	処分方法 (小分類)	処分量 (トン)
A社	02_汚泥(泥状のもの)	16 熱処理系	161 焼却	0.02
B社	15_がれき類	12 破砕系	121 破砕	1.48
C社	13_ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	12 破砕系	121 破砕	1.18
		16 熱処理系	163 焼成・ばい焼	10.6
D社	15_がれき類	12 破砕系	121 破砕	21.93
E社	15_がれき類	12 破砕系	121 破砕	5.07
F社	15_がれき類	12 破砕系	121 破砕	1,511.66
全体・合計				1,551.94

② 特定の処分業者における処理の状況を把握したい

⇒ 「103. 処分業者別搬入量レポート」により、所管区域内の処分事業場を指定し、廃棄物種類ごと・処分方法ごとの処分量や中間処理後に生じる再資源化物の量等を把握することができる。

※ 中間処理後に生じる廃棄物の引渡し先ごとの委託量も示せるようにすることを検討中。

次の条件で抽出した電子マニフェストデータによるレポートの一部を（個社名は伏せて）例示する。

- ・期間： 2025/04/01～2025/08/31
- ・許可番号の下6桁（固有番号）： *****
- ・廃棄物の種類： 産業廃棄物 大分類
- ・処理後物の種類： 再資源化物コード 中分類

表 2-10 特定の処分業者における廃棄物種類別の受入量、処理後物の種類ごとの量の表示例

処分事業場の名称	廃棄物の種類	基準重量 (トン)	処理後物の種類	処理後物量 (トン)	再資源化率 (%)
A社 ○○○中 間処理場	06_廃プラスチック類	0.53	20801 固体状の燃料	0.53	100.00
	07_紙くず	23.12	20605 紙くず・木くず由来の再生品	22.82	100.00
			20801 固体状の燃料	0.30	100.00
	08_木くず	366.20	20801 固体状の燃料	336.20	100.00
	12_金属くず	79.46	20509 金属くず由来の再生品	79.01	100.00
			20605 紙くず・木くず由来の再生品	0.45	100.00
13_ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.2	20801 固体状の燃料	0.20	100.00	
全体・合計		496.50		496.50	100.00

表 2-11 排出事業場の所在地別の受入量の表示例

排出事業場都道府県	排出事業場政令市	基準重量 (トン)
広島県	広島市	269.11
	広島県	166.96
	呉市	22.52
	福山市	6.37
山口県	山口県	3.28
島根県	島根県	1.27
合計		469.50

■排出事業場の地域（都道府県・政令市）ごとの受入量

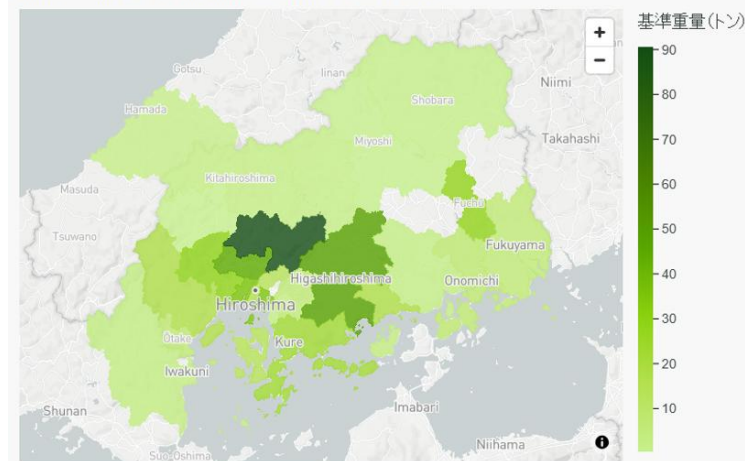


図 2-10 排出事業場の所在地別の受入量の表示例

(5) 中間処理後に生じる処理後物（再資源化物、中間処理後廃棄物）の状況把握

⇒ 「005 中間処理後物量レポート」により、産業廃棄物の処理により生じる再資源化物及び中間処理後廃棄物の種類ごとの量を算出・図示し、産業廃棄物の再資源化や最終処分の状況（廃棄物処理計画の目標達成状況等）の把握に活用することができる。

次の条件で抽出した電子マニフェストデータによるレポートの一部を例示する。

- ・期間： 2025/04/01～2025/08/31
- ・排出元の所在地： 東京都（八王子市を含む）
- ・廃棄物の種類： 産業廃棄物 大分類（19分類）
- ・排出事業者の業種： 日本標準産業分類 大分類
- ・主たる処分方法： 処分方法コード 全種類
- ・マニフェストの区分： 1次

表 2-12 廃棄物の種類（処理前）ごとにみた廃棄物処理後の再資源化物の種類・量の表示例

■廃棄物の種類ごとの再資源化物量及び中間処理後廃棄物量

処理後物量（トン）	処分量（トン）	再資源化物							
		20103肥料	20301土砂	20302砕石	20502鉄鋼原材料	20603プラスチック原材料（ペレット・フレーク等）	20605紙くず・木くず由来の再生品	20606繊維くず・ゴムくず由来の再生品	20801固体状の燃料
02_汚泥（泥状のもの）	52.37	8.37	2.42	0	0	0	0	0	0
06_廃プラスチック類	0.04	0	0	0	0	0.04	0	0	0
07_紙くず	0.18	0	0	0	0	0	0.18	0	0
08_木くず	571.69	0	0	0	0	0	0	0	571.69
09_繊維くず（天然繊維くず）	8.38	0	0	0	0	0	0	8.38	0
10_動・植物性残渣	2.22	2.22	0	0	0	0	0	0	0
12_金属くず	14.24	0	0	0	14.24	0	0	0	0
13_ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	246.68	0	0	246.68	0	0	0	0	0
15_がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	1,073.22	0	0	1,073.15	0	0	0	0	0
合計	1,969.02	10.59	2.42	1,319.83	14.24	0.04	0.18	8.38	571.69

表 2-13 排出事業者の業種ごとにみた廃棄物処理後の再資源化物の種類・量の表示例

■排出事業者の業種ごとの再資源化物量及び中間処理後廃棄物量

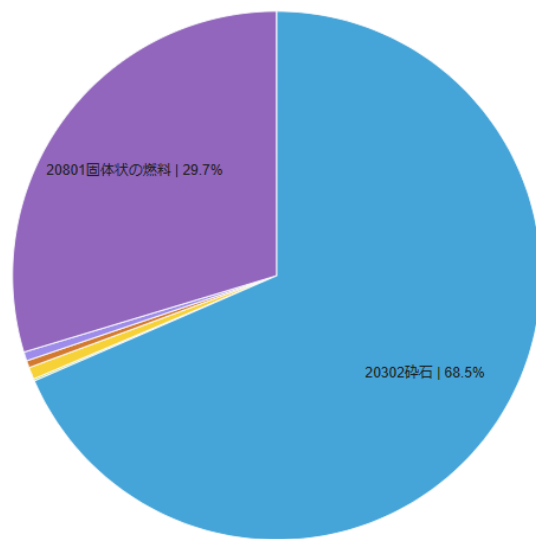
処理後物量（トン）	処分量（トン）	再資源化物							
		20103肥料	20301土砂	20302砕石	20502鉄鋼原材料	20603プラスチック原材料（ペレット・フレーク等）	20605紙くず・木くず由来の再生品	20606繊維くず・ゴムくず由来の再生品	20801固体状の燃料
D_建設業	1,667.39	0	2.42	1,073.15	14.24	0	0.18	8.38	568.95
E_製造業	301.63	10.59	0	246.68	0	0.04	0	0	2.74
合計	1,969.02	10.59	2.42	1,319.83	14.24	0.04	0.18	8.38	571.69

表 2-14 主たる処分方法ごとにみた廃棄物処理後の再資源化物の種類・量の表示例

■主たる処分方法ごとの再資源化物量及び中間処理後廃棄物量

処理後物量（トン）	処分量（トン）	再資源化物							
		20103肥料	20301土砂	20302砕石	20502鉄鋼原材料	20603プラスチック原材料（ペレット・フレーク等）	20605紙くず・木くず由来の再生品	20606繊維くず・ゴムくず由来の再生品	20801固体状の燃料
12破砕系	切断	8.38	0	0	0	0	0	8.38	0
	破砕	1,906.05	0	0	1,319.83	14.24	0.04	0.18	571.69
13混合・減容系	固型化	2.42	0	2.42	0	0	0	0	0
	溶融（発泡プラ等）	0	0	0	0	0	0.00	0	0
17微生物処理系	発酵	52.17	10.59	0	0	0	0	0	0
合計		1,969.02	10.59	2.42	1,319.83	14.24	0.04	0.18	571.69

■再資源化物の種別量（中分類区分ごと）



- 処理後物の種類
- 20302碎石
 - 20502鉄鋼原材料
 - 20103肥料
 - 20605紙くず・木くず由来の...
 - 20301土砂
 - 20606繊維くず・ゴムくず由...
 - 20801固体状の燃料
 - 20603プラスチック原材料 (...)

廃棄物の種類	処理後物の種類	処分量 (t)	処理後物量 (t)	再資源率 (%)
02_汚泥 (泥状のもの)	20103肥料	49,950.00	8,368.50	16.75%
	20301土砂	2,420.00	2,420.00	100.00%
06_廃プラスチック類	20603プラスチック原材料 (ペレット・フレーク等)	39.00	39.00	100.00%
07_紙くず	20605紙くず・木くず由来の再生品	180.00	180.00	100.00%
08_木くず	20801固体状の燃料	571,605.00	571,605.00	100.00%
09_繊維くず (天然繊維くず)	20606繊維くず・ゴムくず由来の再生品	8,394.00	8,394.00	100.00%
10_動・植物性残渣	20103肥料	2,220.00	2,220.00	100.00%
12_金属くず	20502鉄鋼原材料	14,240.00	14,240.00	100.00%
13_ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	20302碎石	246,680.00	246,680.00	100.00%
15_がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	20302碎石	1,073,220.00	1,073,146.00	99.99%
全体 - 合計		1,968,948.00	1,927,292.50	

図 2-11 廃棄物処理後に生じる再資源化物の種類別の量及び構成比の表示例

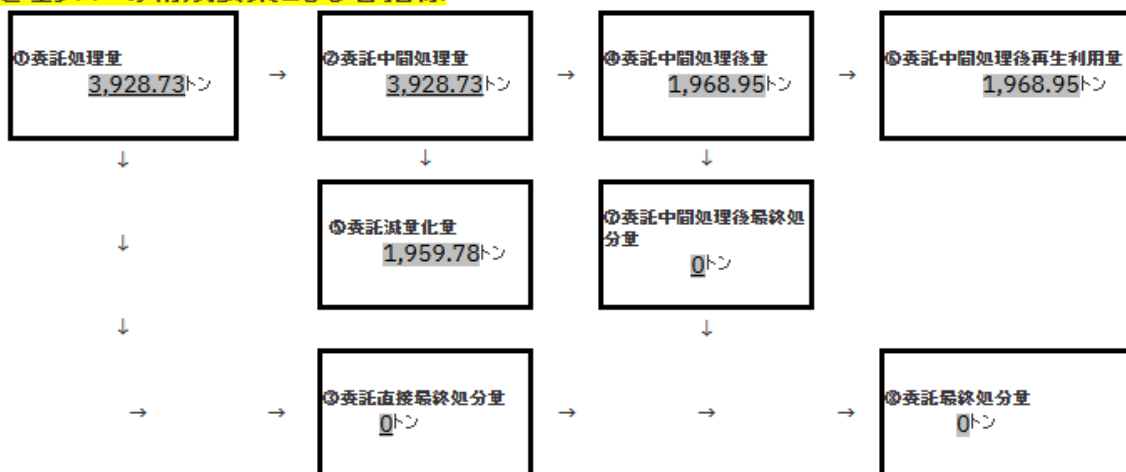
(6) 産業廃棄物の委託処理フローの把握

⇒ 「006 委託処理フロー作成支援レポート」により、産業廃棄物の委託処理フローの構成要素となる各指標 (①委託処理量、②委託中間処理量、③委託直接最終処分量、④委託中間処理後量、⑤委託減量化量、⑥委託中間処理後再生利用量、⑦委託中間処理後最終処分量、⑧委託最終処分量) を算出することができる。

次の条件で抽出した電子マニフェストデータによるレポートの一部を例示する。

- ・期間： 2025/04/01～2025/08/31
- ・排出元の所在地： 東京都（八王子市を含む）
- ・廃棄物の種類： 産業廃棄物 大分類（19 分類）合計、産業廃棄物の種類を絞り込んだ場合
- ・排出事業者の業種： 日本標準産業分類 大分類
- ・マニフェストの区分： 1次

委託処理フローの構成要素となる各指標



※次の計算式で①～⑧を算出し、委託処理フローの形状に並んだ項目ごとの欄に表示する。

- ・①委託処理量 : 処分業者の受入量(基準重量)を集計
- ・②委託中間処理量 : 処分方法別の中間処理量(基準重量)を集計
- ・③委託直接最終処分量 : 処分方法別の最終処分量(基準重量)を集計
- ・④委託中間処理後量 : 中間処理後物量(再資源化物量+中間処理後廃棄物量)を集計 ⇒⑤+⑦
- ・⑤委託減量化量 : (②-⑥-⑦) ⇒②-④
- ・⑥委託中間処理後再生利用量 : 中間処理後の再資源化物の種類ごとの量を集計
- ・⑦委託中間処理後最終処分量 : 中間処理後廃棄物の種類ごとの量を集計
- ・⑧委託最終処分量 : (③+⑦)

図 2-12 産業廃棄物の委託処理フローの表示例

3. 自治体における電子マニフェスト情報利活用拡大に向けた普及促進方策の提案

3-1 自治体における電子マニフェスト情報利活用拡大の方向性

本年度委員会において、自治体委員から電子マニフェストデータ利活用事例に関する情報提供を求める意見が多く挙げられたことを踏まえ、下枠内のような構成の自治体向け手引き等に活用することを想定し、自治体委員から電子マニフェストデータ利活用事例を収集・整理した。

1. 電子マニフェスト BI ツールの構成及び利活用事例の紹介

- (1) 電子マニフェスト BI ツールの構成
- (2) 具体的な利活用事例の紹介

電子マニフェスト情報利活用事例の掲載イメージ (例)

利活用した情報	利活用用途
電子マニフェスト BI ツール 「102. 多量排出事業場確認レポート」	・年間処理委託量が閾値を上回る排出事業者・排出事業場を抽出し、多量排出事業者の処理計画及び処理計画実施状況報告の提出状況と照合。
電子マニフェスト BI ツール 「002. 流入・流出指標レポート」 「003. 移動量レポート」	・域外からの産業廃棄物の搬入量、域外への産業廃棄物の搬出量及びそれらの推移を把握。
電子マニフェスト登録等状況報告	・域内の産業廃棄物の排出・処理状況の推計に活用。

2. 電子マニフェストの項目追加に伴い拡充される情報提供

- (1) 電子マニフェスト BI ツールレポートの拡充
- (2) 電子マニフェストデータを用いた処分実績報告

参考： 電子マニフェスト情報利活用の制度的根拠

- ・廃棄物処理法 第 18 条 (報告の徴収)
- ・電子マニフェストシステム加入規約
第 2 条 (目的) ……2021 年 8 月改正により「循環型社会の形成に資すること」を追加
第 17 条 (マニフェスト情報の利活用) ……2021 年 8 月改正により新設

本年度委員会に協力いただいた都道府県・政令市で確認された電子マニフェストデータ利活用事例は下表のとおり。今後は、本年度委員会委員以外の都道府県・政令市からもヒアリング等により事例情報を収集し、メールマガジン等を通じて定期的に情報共有を行うことが有効と考えられる。

表 3-1 本年度確認された電子マニフェストデータ利活用事例

利活用した情報	利活用用途
BI ツール「001. 委託量・処理量レポート」	・市内で発生する産業廃棄物発生量の把握及び県内政令市との比較。
BI ツール 「002. 流入・流出指標レポート」 「003. 移動量レポート」	・域外からの産業廃棄物の搬入量、域外への産業廃棄物の搬出量及びそれらの推移を把握。
BI ツール 「102. 多量排出事業場確認レポート」	・年間処理委託量が閾値を上回る排出事業者・排出事業場を抽出し、多量排出事業者の処理計画及び処理計画実施状況報告の提出状況と照合。 ・プラスチック類の多量排出業種を抽出し、ヒアリング対象の優先順位決定に活用。
BI ツール 「103. 処分業者別実績レポート」	・特定の処分業者に処理委託している排出事業者名や量を把握。
LG サポート 「(1) 廃棄物処理法第 18 条第 1 項に基づくマニフェスト情報の報告徴収」	・処分業者が残置した未処理廃棄物に係る排出事業者を特定。 ・処分終了未報告の量と実際の保管量を比較することにより虚偽報告が疑われる事案を特定。
電子マニフェスト登録等状況報告	・域内の産業廃棄物の排出・処理状況の推計に活用。 ・産業廃棄物処理に係る経年変化の把握、廃棄物処理計画策定の際の将来推計に活用。 ・紙マニフェスト交付等状況報告（手入力で電子化）の集計値との比率から業種別・種類別の電子化率を推定。

3-2 電子マニフェストの追加項目に係る制度運用に係る検討

電子マニフェストの項目追加について、最終処分終了報告時に追加項目（再資源化等の情報）を入力することとなる処分業者やその他関係者に周知するため、JW センターでは、関連資料（リーフレット、マニュアル、動画、入力の手引き等）のWEB掲載や処分業者向け説明会開催による普及広報を行っている。

また、こうした普及広報活動の中で処分業者から寄せられた質問に対しては、JW センターにて回答を作成し、「説明会でよくある質問」として取りまとめWEB掲載している。

本年度の委員会では、処分業者から寄せられた質問のうち、回答作成に当たって関係者との認識の擦り合わせが必要と考えられるものを抽出し、自治体委員や有識者委員の意見を踏まえて回答をとりまとめた。

本年度委員会で回答案に関する意見交換を行ったQ&Aを以下に示す。

※以下の内容を含む場合は、排出事業者と協議のうえ、自治体の指導に従って運用してください。

Q1 処理した結果発生した、ごく微量の再資源化物まで漏れなく挙げる必要があるか。

例) 廃液から回収される貴金属

⇒ ごく微量の再資源化物については、再資源化率への影響の軽重、実務上の対応可能性を勘案し、処分終了報告（最終）又は最終処分終了報告において再資源化量として漏れなく把握・入力する必要はありません。なお、経済的価値等の観点から、ごく微量の再資源化物についても排出事業者への情報提供が求められる場合、電子マニフェストでは0.001 kg未満の数量を入力できないため、備考欄を活用してください。

Q2 100%減量化としているマニフェストの場合はどのように入力すればよいか。

⇒ 廃棄物の処理でごく微量の残渣しか出ない場合、実務では2次マニフェストを使わず、処分業者の廃棄物として1次マニフェストで処理し、全量を減量化した扱いとしています。

ただし、電子マニフェストでは100%減量化の入力ができないため、わずかな処理後物を入力する必要があります。これを廃棄物とすると完全に処理されたにもかかわらず「未処理」と誤認される恐れがあるため、0.1%の再資源化物が出たとみなして報告してください。

入力例：

例	処理対象と処分方法	処理後の再資源化物の種類	処理後物の割合	減量率
①	廃プラスチック類のケミカルリサイクル	その他ケミカルリサイクル生成物	0.1%	99.9%
②	廃酸・廃アルカリの中和 (下水道放流)	廃酸又は廃アルカリ由来のその他再生品	0.1%	99.9%
③	廃酸・廃アルカリの中和/焼却			

※中和後の水を自社内で再利用する場合（炉内噴霧冷却水として利用等）であっても、中和水は売却する製品ではないため100%再資源化とせず、0.1%の再資源化物が出たとみなして報告してください（例③）。

※パターンに設定できる割合の下限値は0.1%ですが、報告の際に入力できる重量の下限値は0.001 kgとなります。

Q 3 受託廃棄物に非意図的に混入した微量のその他廃棄物（非意図的混入物）について、処理後物はどうのように取り扱えばよいか。

例) 木くずに混入した釘

⇒ 原則は受託廃棄物の種類に応じた処理後物のみを入力し、非意図的混入物まで入力する必要はありません。ただし、非意図的混入物であっても、二次マニフェストとして委託処理が必要な場合や経済的価値等の観点から排出事業者への情報提供が求められる場合には、排出事業者と協議をした上で委託契約及び許可の範囲内でマニフェストの廃棄物種類を混合廃棄物に変更して、非意図的混入物にかかる処理後物についても入力してください。

Q 4 売却にかかる情報を入力する場合はどのようにすればよいか。

⇒ 再資源化物について、その利用先・売却先の名称、所在地等の情報は報告事項の対象外であり、JWNET では再資源化等の情報としての入力は想定していませんが、備考欄に入力する運用が考えられます。

Q 5 中間処理後、2次以降のマニフェストで到着時有価となる場合、中間処理後の処理後物の種類等はどうように入力すればよいか。

⇒1次マニフェストの処理後物の種類には「廃棄物」を入力してください。

到着時有価となる2次以降のマニフェストでは、処分方法を「到着時有価」とし、処理後物の種類には「再資源化物」を入力してください。

Q 6 受託した廃棄物を最終処分まで行うが、中間処理の事業場と最終処分の事業場が異なる。中間⇒最終の過程は委託関係になく（自社処理なので）、2次マニフェストがない場合に、どのように入力すればよいか。

例) 破碎選別後に、別の事業場で埋立をする

⇒ 以下、2通りの入力考えられますが、排出事業者と協議をした上で運用してください。

入力例①処分終了報告の際に報告：

- ・処分方法を「破碎選別/埋立」として、中間処理と最終処分をまとめて入力する。

(処分事業場としては中間処理の事業場のみが反映されるが、2次マニフェストがないことに合致する運用となる)

入力例②最終終了報告の際に報告：

- ・中間処理の処分方法を「破碎選別」と、最終処分の「埋立」を分けて入力する。

(再資源化等の情報における最終処分の情報はマニフェスト区分が2次として反映されるが、廃棄物の流れを適切に表現できる運用となる)

Q7 中間処理後の委託先が多岐にわたるため、「再資源化等の情報」の報告内容が複雑になり、マニフェスト毎に量やルート情報を把握して報告することが困難である。どのような運用をすればよいか（どこまで正確な内容で報告する必要があるか）。

⇒ 原則は委託先や量については実績を再資源化等の情報として入力する必要があります。

しかし、受託廃棄物の種類（例：混合廃棄物）や、中間処理後の処理の流れによっては、最終処分終了報告の段階で再資源化等の情報を正確に把握し報告することが実務上困難な状況が想定されることから、処分量や処理後物の量は『的確に算出できると認められる方法により算出』することが認められていることを踏まえ、排出事業者と協議をした上で以下のような運用をすることが想定されます。

運用例：

- ・帳簿などの過去の実績に基づいて想定される委託先での再資源化等の情報すべてを含んだパターンを作成し、報告に使用する。個々のマニフェストの再資源化等の情報には実際に紐づけされる処分場以外も含まれることとなるが、最終処分終了報告には2次マニフェストに記載された最終処分場を反映して報告する
(量などの報告内容については、排出事業者の説明が可能な範囲で合理的な算出を行う)

[参考] 処分業者の問合せと対応状況 (Q7の補足資料)

例) 建設混合廃棄物を選別等により再資源化し、再資源化できないものはそれぞれ委託処理する場合

- ・中間処理後の委託先が複数あり、廃棄物や受け入れ状況によってルートが複雑になる
- ・組成によって中間処理後廃棄物が異なる

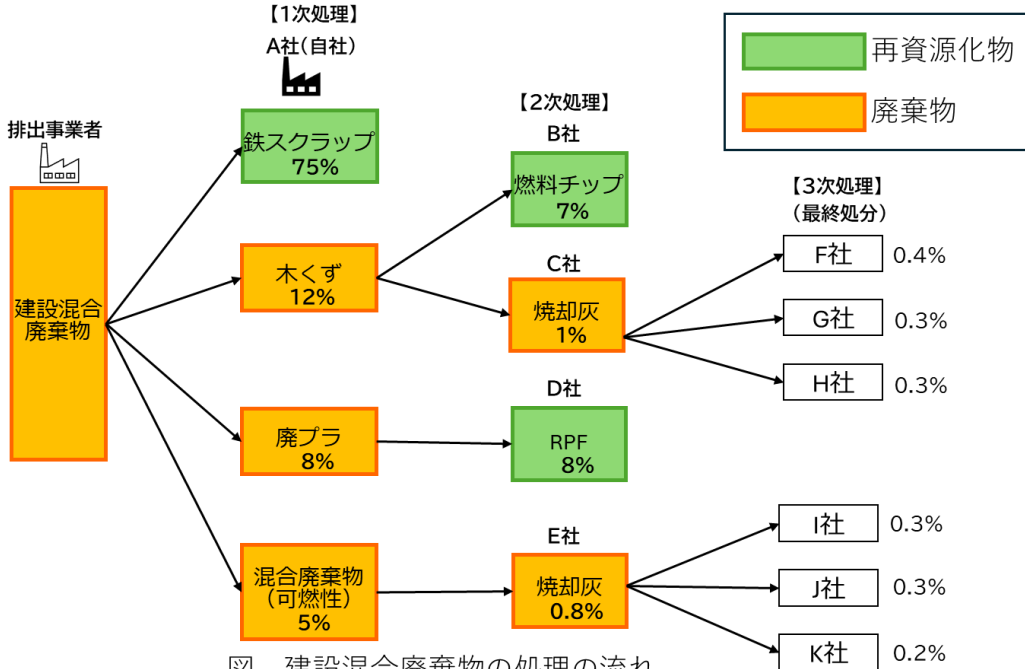
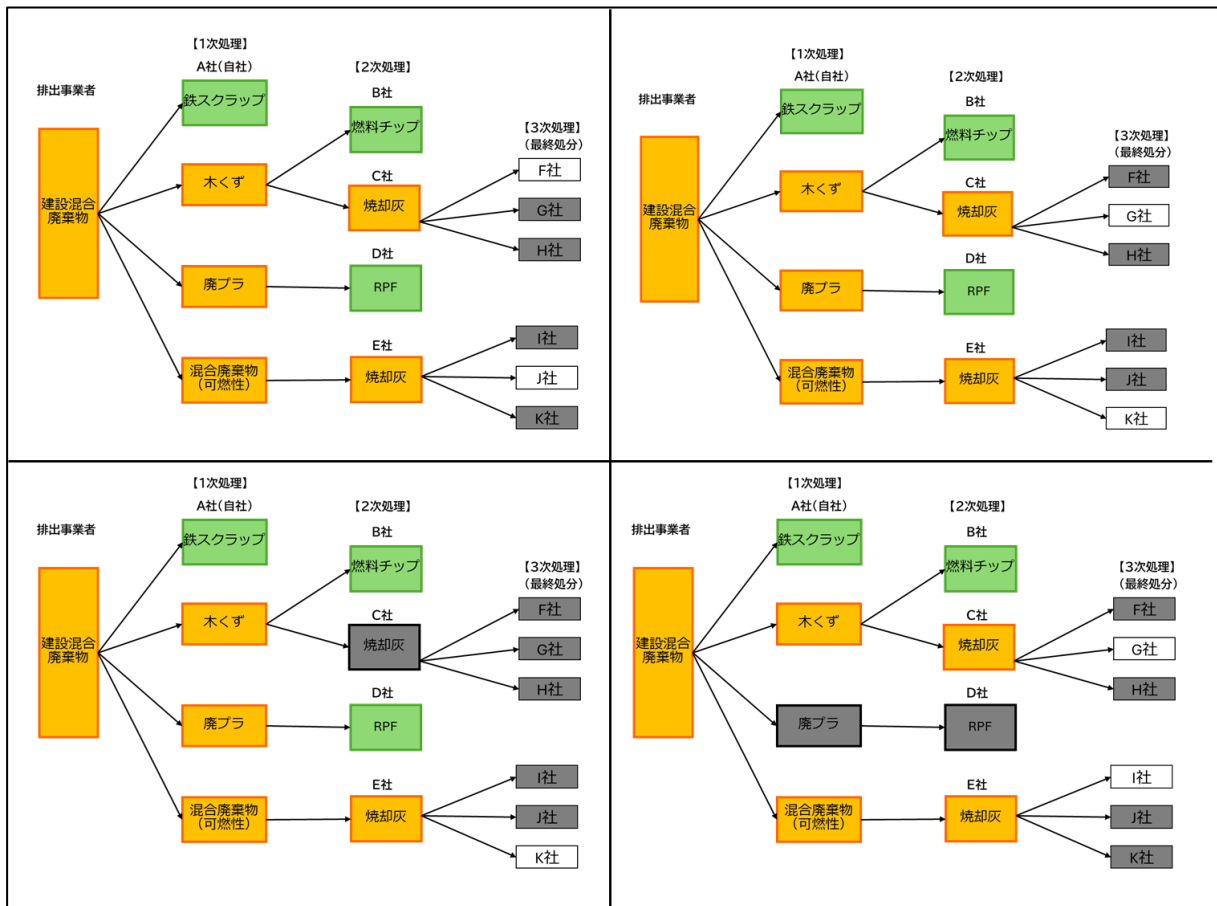


図 建設混合廃棄物の処理の流れ



再資源化等の情報パターンの内容

区分	処分業者/事業場	処分方法	処理後物の種類	処理後物の種類ごとの割合	最終処分
1次	A社(自社)/aa工場	選別/破砕	鉄スクラップ	75%	<input checked="" type="checkbox"/>
1次	A社(自社)/aa工場	選別/破砕	木くず	12%	
2次	B社/bb工場	破砕	燃料チップ	7%	<input checked="" type="checkbox"/>
2次	C社/cc焼却施設	焼却	焼却灰	1%	
3次	F社/ff埋立処分場	管理型埋立	焼却灰	0.4%	<input checked="" type="checkbox"/>
3次	G社/gg埋立処分場	管理型埋立	焼却灰	0.3%	
3次	H社/hh埋立処分場	管理型埋立	焼却灰	0.3%	
1次	A社(自社)/aa工場	選別/破砕	廃プラスチック類	8%	
2次	D社/dd工場	圧縮/固型化	RPF	8%	<input checked="" type="checkbox"/>
1次	A社(自社)/aa工場	選別/破砕	混合廃棄物(可燃性)	5%	
2次	E社/dd焼却施設	焼却	焼却灰	0.8%	
3次	I社/ii埋立処分場	管理型埋立	焼却灰	0.3%	
3次	J社/jj埋立処分場	管理型埋立	焼却灰	0.3%	<input checked="" type="checkbox"/>
3次	K社/kk埋立処分場	管理型埋立	焼却灰	0.2%	

4. 静脈資源情報プラットフォームとしての利活用検討

循環型社会の形成に資する静脈資源情報プラットフォームに係る電子マニフェストシステム（JWNET）の在り方、JWNET の他システムとの連携にあたっての現況と想定される課題について検討するため、次の事項を整理した。

- ・情報プラットフォームの基本的な考え方（定義、構成要素、契約形式等）
- ・静脈資源情報に関わる情報プラットフォームの事例、施策動向
- ・他システムとの連携にあたって想定される課題（データ公開範囲・利活用条件等）